

第3回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

寺師和男君

1. 小中一貫校について（羽島小, 中学校）

羽島小学校及び羽島中学校の児童・生徒数が減少してきており、このままでは学校が存続できなくなるおそれがある。小中一貫校による魅力ある学校づくりは考えられないか。そうすれば、児童・生徒数が増加するとともに、羽島地域の活性化にもつながるのではないか。

2. 市道・農道等の障害木竹の除去について

市道・農道などの生活道路で、樹木や竹などが道路に覆いかぶさり、車等の通行に支障をきたしている。

（1）通行に支障のない範囲内で伐採等はできないか伺う。

（2）樹木等の伐採費用は、臨時的に補正予算で対応するのではなく、年度当初で予算化し確保すべきと考えるがどうか。

西別府 治君

1. 酔之尾川下流域の河川改修について

（1）流下能力を小さくする島平橋（県道）の改修について伺う。

（2）老朽化した護岸と法面の改修について伺う。

（3）下水道の普及で浄化された河川の親水化について伺う。

2. 海岸・水路の環境保全対策について

（1）照島海岸の坂之下・須賀線沿いの海岸側立木や雑草の処理について

①海岸管理者との連携強化について伺う。

②水産多面的機能発揮対策推進事業の活用について伺う。

（2）農業地域が宅地化されたことによる、地域の水路改修について

・下水道区域外の酔之尾地区小字海潟の水路改修について伺う。

原口政敏君

1. 防災対策の強化について

本市は防災対策を強化することに、どのように取り組んでいるのか伺う。

2. 生活保護者の自立支援について

生活保護者が自立できる就労支援策について伺う。

3. 消防団員の募集活動について

消防団員が減少しているが、団員確保の支援策について伺う。また、団員のいる会社へ市長は表敬訪問する考えはないか伺う。

4. 田畑荒廃地について

田畑の荒廃地から虫等が発生し、住家に侵入して苦慮している。地主と相談して伐採はできないか伺う。

5. 通学路の草木の伐採について

大里川沿い及び国道270号沿いの通学路を、定期的に草木の伐採はできないか伺う。

西中間義徳君

1. 胃がんリスク検査について

(1) 胃がん検診の受診率について現状を伺う。

(2) 胃がんリスク検査を実施できないか伺う。

(3) ピロリ菌検査の助成ができないか伺う。

2. DV対策について

(1) 本市のDV被害の現状について伺う。

(2) DV相談の専用電話を設置できないか伺う。

(3) 安心して相談できる部屋を設置できないか伺う。

(4) DV等を未然に防ぐ啓発について伺う。

3. AEDについて

(1) AEDの操作講習の実施状況と今後の講習のあり方について伺う。

(2) 救命講習をさらに充実できないか伺う。

(3) 市内のAEDを一括して管理できないか伺う。

4. 戦没者追悼式について

来年は終戦70年を迎える。次の世代へ継承できる式にできないか伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	福祉課長	東浩二君
副市	長	石田信一君	土木課長	平石英明君
教	長	有村孝君	水産商工課長	平川秀孝君
育	長	中屋謙治君	健康増進課長	所崎重夫君
総務課	長	田中和幸君	農政課長	末吉浩二君
政策課	長	満菌健士郎君	学校教育課長	有馬勝広君
財政課	長	臼井喜宣君	まちづくり防災課長	久木野親志君
教委総務課	長	逆瀬川正君	農業委員会事務局長	芹ヶ野國男君
市来支所	長	深山龍朗君		
消防	長			

平成26年9月9日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、寺師和男議員の発言を許します。

[14番寺師和男君登壇]

○14番（寺師和男君） おはようございます。8月20日に広島で発生した集中豪雨により亡くなられた方々のお見舞いをお祈りいたします。そして、災害を受けられました方々が1日も早く復興されることを望みます。

さきに通告いたしました2件についてお伺いいたします。

まず、1件目の小中一貫校、羽島小中について質問いたします。

全国的に少子高齢化で、児童数・生徒数は減少の方向にあります。本市におきましても、年々児童数・生徒数は減少し、市の資料によりますと、平成20年度の児童数に対し、平成29年度の減少率は、市街地の小学校は1から2割の減少が、また、地方部においては、小学校で4割から5割の減少を予測されております。地方部での減少幅が大きく、学校運営、生徒の学習等に影響があると懸念しております。

このような人口の減少が進む中、本市も人口対策として企業誘致による雇用の確保、定住環境の改善、子供に対する補助金など、いろいろな対策を講じておりますが、特に地方部での若い層の人口減を食い止めることはできないようであります。

私は、人口減少の対策として、今まで市長がとられた対策はもちろんのこと、他の対策として、今、いろいろな市町村で実施されつつある小中一貫校教育を導入し、他の市町村にない魅力ある学校づくりを行い、市外からの児童・生徒を対象とした人口増

を図ることも一つの方策ではないかと考えております。

本市は、地方部の学校を守るため、特認校制度があり、地方部の学校にとっては一応成果があり、他の地域の活性化に役立つものだと認識しています。

しかし、特認校制度は市内の学校内の児童の移動で、市内全体の児童数の増加にはつながっておりません。今後は、市街地の児童の減少も見込まれており、児童・生徒を増やす方策として、今まで以上に講じなければいけないと考えております。

そのために、市街地から児童・生徒が集まるような小中一貫校を創設し、地域の特色を活かした、そこでしか体験できない、また学ぶことのできない魅力ある学校づくりを検討する時期は今ではないかと思っております。

児童・生徒数の減少は、その地域、ましては本市の活性化にかかわる大きな課題であると思えます。羽島小中一貫校設置について、どのようにお考えかお伺いいたしまして、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

寺師和男議員の質問にお答えをいたします。

小中一貫教育の有用性が叫ばれ、小中一貫校が誕生してきている背景には、義務教育9年間を一つのスパンとして捉え、6・3制にこだわらず、実情に合わせた、教育上ベストな形で区分して教育をしていこうとする時代の要請があるかと思えます。戦後、長く続いてきた義務教育6・3制が、制度疲労を起こしてきているのだろうと理解をしております。

したがいまして、小中一貫校制度を導入検討する上でのポイントは、子供の成長を義務教育6・3制にこだわらず、9年間という一つのくくりで捉え、子供たちの情報を教職員全体で共有して見守っていく体制をつくり得るかということにあるだろうと思っております。小学校課程から中学校課程へのスムーズな移行を図ることで、お説にありましたようなさまざまな相乗効果も生まれるのだろうと理解はしているところであります。具体的にお尋ねの羽島小中学校での小中一貫校設置についての考え方については、教育長に答弁をいたさせます。

○教育長（有村 孝君） おはようございます。寺師議員の熱い郷土愛から、県内の小中一貫校に出向いてその状況をお調べになり、地元羽島の活性化に活かさないかとの思いに敬意を表するところでございます。

御質問のありました羽島小学校と羽島中学校による小中一貫校設置は、いずれも小規模校同士の教育交流になりますので、児童・生徒数の絶対数など少ないことから、専科教員が確保できないなど、小中一貫校が有する多面的な教育活動や、集団活動、部活動等の活発化という児童・生徒の教育面におけるメリットはそう多くは期待できないと考えられます。

現在、羽島小中学校は、既に体育大会などの諸行事や、学習面における小中連携をとった学校運営に取り組んでおりますので、今後とも連携を強化、支援する形で、学校の魅力づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

なお、羽島小中学校の2校による小中一貫校の設置につきましては、保護者や地域の実情等を十分に考慮しながら、県内及び国の動向等も視野に入れながら、今後、研究、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（寺師和男君） 今、答弁をいただきましたが、国も2016年度には一貫校、国が進めるということでせんだっての新聞に載っておりました。私も、先日、今、教育長が言われますように、羽島小中はおかげさまで、今、校長、PTAが一体となって体育大会とかいろんな行事等は一緒にしております。

ただし、平成29年度になりますと、小学校は入学生が3名なんです。中学校では27名という生徒数で、非常に減少していきます。そうした中で、今、県内の一貫校でされております鹿屋の花岡小中、そして、長島の獅子島小中です。私も先日、南さつまの坊津学園の発表を聞いてまいったんですけど、非常に、ここ坊津学園は、中学1校、小学校4校で運営をされて、22億かけて集約されております。

それと、今度は薩摩川内市も、31年度に向けて、昔の東郷町の中1校、小5校を一緒にするというところで、非常にこの一貫校に対する国の施策に乗られ

ておられます。

私どもの羽島においても、非常に人口が、年々減ってまいります。今、いちき串木野市の人口が2万9,800人ぐらいですが、私どもの羽島地区は1,800人です。そうした中で、子供の教育の中で、やっぱり一貫校で今後進めていく必要があるんじゃないか。と申しますのも、中学校、小学校の校長先生に聞きますと、30名を切りますと部活もできない、20名を切りますと生徒活動ができない、そういう状況でありますので、一つそういう状況等を踏まえながら、市長、私どもの郷里はもうそこに来ていると思うんです。今、この国の施策に乗って一貫校体制を、もう一回聞きますけど、考えられないですか。

○教育長（有村 孝君） お答えしますが、先ほど申しましたように、小規模校同士という一貫校になるわけですけれども、先ほど四つの県内の3市1町の事例をお調べになって、述べていただきましたが、薩摩川内市では、平成21年度から全小中学校で施設分離型、学校はそのままにして、3小学校と2中学校を一緒にするとか、あるいは複数の小中学校で統合していくと。今、一貫校をつくって6年目を迎えているということでございます。

それから、南さつま市では、先ほど議員がわざわざ出かけていかれました坊津学園、ここは新設校をつくって、2中と4小学校が一緒になって、新たな施設をつくって、今140名ぐらい入っているんじゃないかなと思っています。

鹿屋市では、花岡中学校を中心にした三つの小学校が一緒になって、これも施設の分離型でやっているようですが、今度、中学校のほうに1階部分を改造しまして、一体型の小中一貫が始まったと。昨年度からですね。こういう実情です。

それから、長島町では、獅子島に幼稚園、小学校、中学校と。これが、一貫校は25年度、昨年度からできました。これも、校舎を少し改築してつくっているということで、幼稚園と小学校を1階、2階に中学校という形で行われておりますが、いずれにしても、今の段階でできないということはないんですけれども、今後やっぱり研究して、羽島小中学校、どういう形が一番いいのかというのにも検討させてい

ただ、先ほども言いましたように、また、国の動向等もございますので、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、国が今、来年の通常国会に小中一貫校教育のあり方についてという議案を出すということでございますので、恐らく2016年と言われましたが、平成28年度からはそういう法が適用されて、自治体のみで、今までは特区という、特定指定を受けないと一貫教育は設置できなかったんですけども、今度は特区を申請しなくても、自治体の考えによってできると。今、議員がおっしゃるようにつくりたいところをつくっていくと、こういう制度になっていくんじゃないかなと思います。そういうことも視野に入れながら、今後研究、検討させていただければなと思っていますところですよ。

○14番（寺師和男君） 今、教育長が言われたのは、できないことはないということで私も解釈するんですけど。今、私も、坊津の一貫校、あそこは4・3・2制です。非常に教育のあり方を変えて進められております。

先日、教育新聞をいただいたんですけど、もう小学校1年から一緒に、この静岡県の沼津市の静浦一貫校の教育の特徴は4・3・2制を採用していることで、徹底的に小中学校の区別を外し、1年生から可能な限り教育を担当制でしていると。非常に教育の制度は変わっていくと思うんですよ。

私どもの羽島は、今、市長が力を入れて、しっかりした黎明資料館もできて、今、毎日この薩摩藩の見学に勉強に来ていただいています。私ども羽島は、特色ある形をつくっていただきたいのは、この薩摩藩ができて125周年に鹿児島県が国際交流の関係で黎明祭をしてくれております。その間、小学校、中学校の子供が、成りかわって劇をしたりしてまいりました。近年は英語で発表して、県下一円でも教育の中の一環として認められている中ですので、私は、今後は薩摩藩資料館の歴史のある羽島小中として、一貫性の、英語のまちとして田畑市長が掲げておられるわけですから、今後そういう教育の中ではできないのか、そこをお尋ねさせていただきます。

○教育長（有村 孝君） 今お尋ねの教育課程、学校の時間割、教育内容。これにつきましても、実践

校というのは、先進校につきましては4・3・2制とか、9年間をそういうふうに区切ってやっているところ、薩摩川内市の場合は4・3・2制です。前期・中期・後期と分けてあります。つまり、交流授業をしているのは、5年、6年、中学校1年の3学年で交流授業、小学校の先生が中学校、中学校の先生が小学校に来て、教科担任制を引いているところが多いです。

しかし、この教科担任制を引くには、教員の数が必要なんです。ですから、ある程度規模がありますと、教員定数配置もできますので。ただ、複式学級があるようなところは、なかなか教科担任を引けないと。先ほど専科教員が足りないということを申し上げましたけれども、そのことなんです。

それと、英語なんかは授業日数も特区を受けますと、これは週4時間というのを週6時間に増やしても結構なんです。文科省がそういう許可をしておりますので。総体が一緒になればいいんです、授業時数がですね。ですから、そういうことを考えますと、特色ある教育活動は組めていけるということです。

ただ、教員配置の問題とか、今後は教員免許の問題が出てくるわけですね。小学校の教員が中学校の免許を持っているかと、あるいは中学校の教員が小学校の免許を持っているかと、こういうことも、ある程度規模以上あれば、そういう心配も少し溶けてくるんですけども、どうしてもすれすれの学校規模になってきますと、両方相乗りするということになってきますので。

それから、小中一貫校で非常にいいところもありますけれども、今、デメリット・メリットもたくさんあると思いますので、そこらあたりもまた今後研究してまいりたいなと思っていますところでございます。

○14番（寺師和男君） 今、教育長の答弁の中で、複式があつたら一貫校に対する壁が厚いということで理解していいんですかね。

○教育長（有村 孝君） 現段階ではですね。ただ、来年、再来年この制度が変わると思いますけれども、国の方針で、教員定数の配置とか、あるいは学校規模の適正配置とか、そういうことも含めて、免許制

度の問題とか含めて、来年度国会に上程されるということを知っていますので、現段階では、配置するときにはちょっと教職員が不足するのかなと。教科担任を引いた場合ですよ。教科担任を引かなければ、そういうのはできますけど。

ただ、薩摩川内市も週に1時間ないし2時間、月に6時間から10時間ぐらいの5年、6年、中1の間でやっているわけですね。全ての教科ではございません。ある特定教科を絞ってやっております、そうたくさんはやっていないということでございます。

そして、教科担任制を引いているのは、鹿児島県内にあんまりないです。県外にはあります。大規模校がやっているところは、もう教科担任制をやっているところもありますけれども、そういう状況でございます。ですから、今の段階ではちょっと教職員が不足するのかなと。

でも、2年後、3年後は国の見直しがありますので、そこはどうか配置されるか、定数が。そこは注意深く見守っていきたいと思っているところでございます。

○14番（寺師和男君） 今、教育長、今日あしたしてということではないんですよ。今、羽島の現状から見て、生徒数が、平成29年になりますと中学校が27名です。小学校が49名。合わせて70名ぐらい。今でこそそういう時期が来ないで、私が申し上げますのは、市長も聞いてってください。今、羽島の子供が「中学校は西中やっちな」と。それは教育委員会も言っていないんですよ。誰も。学校も言っていない。ただし、子供の父兄でそんな話があると思うんです。それではこれは羽島も絶対、羽島に住もうと思っても、教育の体制が悪いですから、失礼な言い方ですけど。約10キロありますからね、羽島から西中までは。存続する意味では、もう残されているのは羽島中しかないわけで、それはもう家庭で語られるのは恐らく本当のことだと思うんです。その子供が今口伝えで、その方向なんです。私がこれを考えたのが、2016年から国が示すから、小さいながらも一貫校にさせていただいて、小中一緒に。

坊津の体制の中で、絆の日というのがあるんですね。お互い中学校3年から小学校1年までが交わっ

て。私はこの絆という言葉が好きなので、これに、非常に打たれたんですけど。やっぱり今からの子供は、あんちゃん、姉ちゃん、そして弟、妹という、連携をとる教育。反対の長所・短所もあります。先輩がまた、小学校に行ったら、中学校の兄さんたちからいじめられたというのも聞きますけど、それは地域によって違うんですから。私どもの羽島においては、非常に今でも和気あいあいとしております。私はこの一貫校は、市長、避けて通れないと思うんですよ。これはやっぱり検討して、29年度までには国も進めていくわけですから、一つそういうことは検討できませんかね。

○市長（田畑誠一君） かねがね私が申し上げておりますが、私ども行政も、議会の皆さんも、やっぱり一緒になって地域おこし、将来に夢を語ると、住んでみたいというまちづくりをしなければならんというのは、私たち共通の使命であり、課題だと思っております。

そういったことで、残念ながら今お述べになりましたとおり、少子化対策につきましては、赤ちゃんが生まれたら支援をするとか、住宅なんかの制度にいろんな補助をするとか、いろんな制度をしておるんですが、いかんせんなかなか思うように増えない。とりわけ市全体を考えたときの地域のほうがそういうふうにごんごん減っていく。羽島を今例に挙げておられますが、川上小学校、冠岳小学校、旭小学校、荒川は特認校で頑張っておりますけれども、そういう状況です。だから、私はやっぱり、特にこの小学校については、学校がなくなったら、その地域に子供たちの明るい笑顔、元気な声、これがなくなったら地域はやっぱりしぼんでしまいますよね。地域全体も。だから、どうしても小学校については守りたいという思いであります。

58年ぶりに、この秋に国の新しい方針が決められるようですが、基本的な考えとしては、私はそういう思いでおります。だから、今、寺師議員が羽島小中学校を例にとり、今、述べておられますが、子供たちにとっても、また地域にとってもこれは大変だということを、今、るる述べておられます。やっぱり大事なことは、当たり前ですけど、主役は子供

たちだと思っています。その子供たちのために、保護者の皆さん、地域の皆さんが、今言われました絆、どうかかわりを持って、お互い協調し合っているか、それに対して、市として、教育委員会として、どのような判断をなすべきか。あるいは指導といえますか、そういったことが私どもに課せられていると思っております。

英国留学生記念館の話もなさいましたが、議会の皆さんの御理解をいただいて、おかげさまで建設をいたしました。ちなみに申し上げますと、約50日で既に1万6,000人の方が来ていただいております。皆さん、お越しになられたときにわかりましたとおり、その中で、子供たちが一人ひとり、小中学生、19名に扮しているんな話をしましたが、とりわけ中学生の女の子が、英語でノー原稿でものすごく長くしゃべりました、英会話にしては。これは、隣におられました知事さんも、これはすごいと言われました。こんな子がいるのとおっしゃいました。それから、留学生関係の方が外国からも、長沢鼎さんの関係の方だけでも10名来ておられました。その方々をして、これは一流だと、はっきりわかるとおっしゃいました。

だから、さっきから述べておられます、うちは英語のまちを標榜しておるわけでありましたが、そういうそれぞれの地域で、今、羽島をお述べですけど、やっぱり特色ある学校づくりをして、魅力ある学校づくりをして、その一例が荒川だと思えますけれども、やっぱりみんなが学ぼうと通ってくるような魅力ある学校づくりをしなきゃいけないと思っております。

そこで、その一つの方策としての、羽島小、羽島中の小中一貫校についての話でありますけれども、これは、何といいましても主役は子供たちであって、子供たちの考え方、子供たちが伸びるようになるにはどうしたらいいのかということ。それと、教育長が答弁しましたとおり、かわりを持って保護者の皆さん、絆を持って地域の皆さん、いろんな角度から、国や県の制度等も視野に入れながら、今後、地域のために、子供たちのために何が一番いいのかということ、研究、検討してまいりたいと考えてお

ります。

○14番（寺師和男君） 市長が今言われたように、市長は市民と語る会でも小学校だけではなくさないと、この言葉が言われています。もちろんです。ただし、これは地域に子供がいなければいけない問題ではないんです。私は、激減する地域は、今見られてわかると思うんですね、どこどこが減っていくと。やっぱりそこを食いとめる形をするのが行政ですので、私が言ったような、羽島のことばかり言いますが、それは今言われる荒川小、旭小、冠岳、川上ありますよね。その方々はまたその方々で検討していかれると思いますけど。

私も羽島地区はもう隣接地なんです。もう常に小中一緒にしているんです。やっぱり市長が言われる薩摩資料館もできて、一月二月にならないうちに1万5,000人の皆さんが県下から来ていただいて、そこで教育も、「ああ、羽島というところは小学校から中学校まで一貫校にして、教育もしっかりして、英語の勉強ができて」と。今言われます中学校3年生のあの女の子はものすごく頑張っているわけですから、だから知事もびっくりされたと思うんです。もうかねがね英語でやっているわけですよ。やっぱり英語というのは、習うことも一つですけど、対話が一番大事なところですから、対話をする魅力のある羽島小中、この一貫校の中で英語教育を踏まえて、羽島の一貫校に行ったら幼いころから英語の勉強もできるという、そうした特色あるもの、いい機会じゃないと思うんですけど、もう一回そこら辺はどうお考えですかね。

○市長（田畑誠一君） さっきの黎明館のオープンの際に、見事にそのことの一つの証明といえますか、それを中学校の女子生徒が示してくれました。力のほど、実力のほどをですね。要は、魅力ある学校づくりをすることありますから、羽島地区に限っていいですよ、先ほどからお述べになっております黎明館もおかげさまで建設をいたしました。大変好評でありますので、黎明館、あるいはまた市が目指している英語のまち、そういったものにやら結びつけながら、教育関係者とお互いに努力をしながら、魅力ある学校づくりに努めていかなければというふ

うに思っております。

○14番（寺師和男君） 国も、今、小学校は6歳からですが、5歳から検討も、段階を下げて学習という形をとっておりますので、今、市長が言われるように、地域にやっぱり子供がいないと学校の運営は成り立たないわけで、教育長が言われる先生方の配慮については県がすると思いますけど、一貫校に対してそういう配慮はまだ、そこまでいっていないという認識でいいですかね。

○教育長（有村 孝君） 特区を申請しますと、ある程度の加配といえますでしょうか、そういう教職員の定数はあるそうなのですが、それは具体的にどの学校に何名というのは今のところ把握しておりませんが、ある程度加配はしていると思います。

○14番（寺師和男君） 市長が、一貫校に出した答弁で、当局のあれを聞きましたけど、やがて、羽島も人口減で非常に、言葉は悪いけどにっちもさっちもいかないという日が来ると思います。今こそ一貫校をつくり上げて、魅力ある学校づくりをしないと、今、市長が掲げている小学校の運営は大変じゃないかと思えます。

私たちもこうしてみますと、さっきも申し上げましたけど、南日本が出ておりますけど、花岡小学校では、一つの授業に複数の職員が入り、きめ細かな指導ができるのが利点。小中一貫校になったおかげで、同一教科を専門化する職員が複数に配置され、小中相互の利用が可能になったということを言われております。それと、獅子島ですけど、獅子島はまだ本市より小さいんですが、ここの校長先生が、小中一貫校になって幅広い年齢層に集まるようになったと。先輩、後輩を思いやり、後輩は先輩に憧れ、気持ちが自然に育つようになった。異なる年代とかわる力が生まれたと。非常にこの一貫校に対して、ここの学校の運営が変わったということですので、どうか羽島も、ぜひそういう方向で、市長、今日、明日にはできませんけど、検討の課題にさせていただいて、羽島の魅力ある学校づくりができるような一貫校制度、もう一回思いを聞かせていただいて終わりたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほどから申し上げており

ますとおり、主役は何といっても子供たちであります。子供たちがやっぱり、すくすく、たくましく、優しく、人を思いやるようなそんな子供たちに育てほしいという願いを込めながら、私たち行政、また議会の皆さん一緒に、これがそういう環境づくり、そういう指導をしていくことが、私たちの使命でありますので、先ほどからのお述べになっておられますように、魅力ある学校づくりに向けて、地域の皆さんの、あるいは保護者の皆さんの御意見やらを賜りながら、教育委員会、行政一体となって、議会の皆さんの御意見を賜りながら、そういった方向で魅力ある学校づくりを目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○14番（寺師和男君） 小中一貫校については、今、市長が言われますように、やっぱり子供が主役ですから。また、地域も主役です。こう思うんですね。私も今回の質問をさせていただいたのは、一部のPTAの方々とお話をさせていただきました。「時代の流れでせないかんよな」というお声がありました。そこは、これからが行政の皆さん方が、地元の子供さんやらPTAと話し合っていたらいい魅力ある学校づくりを。羽島は魅力があるわけですから。自然のものも、海あり山あり、そして資料館も立派なのをつくっていただきましたので、教育としての場は十分整えております。私は一貫校にふさわしい小中学校ができるんじゃないかなと思っております。

以上で、一貫校についての質問を終わらせていただきます。

次に、2番目の市道・農道等の通行に支障する樹木や竹等の除去について質問いたします。

近年、特に地方部の市道、農道、生活道路において、樹木や竹等が道路に覆いかぶさって、車の通行に支障を来している路線が多く見られます。本来、道路に覆いかぶさっている樹木の伐採は、土地の所有者が行うべきであります。高齢化や地主不在、または伐採費用がかかる理由から、そのまま放置されているのが現状ではないかと思っております。

近年の雨は局部的に集中豪雨で、いっどこで災害が発生してもおかしくないような異常な降り方があります。災害の発生した場合は、少なくとも集落間

を結ぶ幹線的な道路については、災害復旧に必要な車両の通行の確保など、良好な道路の維持管理が大切だと考えております。

担当課は、道路脇の除草伐採は年次的に、また計画的に実施し、通行の妨げとなる障害物を除去するなど、維持管理に努めておられます。覆いかぶさって、通行の支障になる樹木伐採については、要望があったときは、現地を確認して対応している現状だと思います。道路の維持管理等、特にかぶさっている樹木の伐採などについて、年次的に、計画的に予算化して対応できないかお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 市道・農道などの障害、木とか竹とか、あるいは繁茂している草の除去でありますけれども、市道に隣接する雑木等の伐採につきましては、本来、各地権者により維持管理がされているところではありますが、道路上に覆いかぶさっている枝や竹などについては、職員または直営作業班等で伐採し、通行に支障がないよう対応をしております。

また、生活道路につきましては、それぞれの地域の方々に維持管理に努めていただいているところがありますが、お述べになりましたとおり、しかしながら、生活道路やこの農道等については、農家の後継者不足、高齢化などから、維持管理に大変苦慮されているのが現状だということは承知をしております。

したがって、市としましては、この地域の現状を十分把握しながら、まちづくり協議会等の各補助金制度などについても、今まで以上に活用していただきたいということやらを含めながら、今後も検討してまいりたいと思っております。

いずれにしても、お述べになったとおり、過疎化とか高齢化になって、自分たちでできなくなっている地域が大変増えてきたんですね。この辺については、やっぱり行政として新たな対応を考える時期に来ているということは承知をしております。

○14番（寺師和男君） 私どもも、市民と語る会で、川上地区に議員6名行って、そこのおった山が最初はそうでした。もう地方は人がおらんと、おってもひとり暮らしとか高齢で管理できないということで、

私ども7月2日に6名の議員と当局と行ったんですけど、川上ですが、こんな状況なんですね。電話線に樹木がかかるんですよ。とてもトラック、消防車が入れるような状況じゃないんです。これを見て、私どもはその地域を回るんです。私どもの羽島にしても、荒川にしても、あそこの川上の舟川の一辺ですけど、非常に、これを見て、災害があればどうするんだとかという言葉が出たのは皆さんの言葉でした。

もう予算がかかるんですね、これ。切るのはそんなにかからないけど、それを処分するのがかかるわけ。今、先ほども言ったように、これも年間予算化して、市当局も、今言われたように、言えばすぐ現状を見て切っていただいているんです。車に支障がないように。でも、こういうところはトラックも行く機会がないんでしょう。人間、乗用車でも頭をこするような状況で、非常にこういう現状ですので、市長も、要は年次計画で、地域ごとにこの計画をして、予算化してできる考えはないですか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、これは一義的には、何といたしまして、地権者の方で除草とか伐採とかしていただかなきゃならんわけでありまして、今お述べになっておられるように、いかんせん本当過疎化が進んで、前は地域の人でござって奉仕作業、そしてそれがまた、みんなの親睦、絆を深める、生活習慣の中のいいならわしだったんですけれども、とにかく人が少なくなってきた。まして、おいでであっても、高齢化して作業が困難だということで、地権者の方々のほうでできないところについては、直営班が行ったりして今対応しておるんですが、基本的に、高齢化がこれほど進んで対応ができないんですから、増えてきましたので、それはやっぱり予算面で、市も事情が変わってきた、考慮すべきだというふうに考えております。

○14番（寺師和男君） もう一度、今言われる予算ですよ。もうお金がかかることです、これは非常に。地域を守ってくれるためにやることですから。本当利益は合わないと思うんですけれども。

今言われるように、市長も市民と語る会で、いろ

んなどころで出ていますよね。旭地区においても、金山のほうから、いろんな道路の伐採についてありますが、それぞれ地域におられて、職員の方々もせないけん、おられるわけで、いろんな形で私たちのところは刈らないかんがと、来てくれないかんがと、いっても、やっぱり予算ですから、そのあれで終わっているんじゃないかと思えます。

それと、今市長が言われるように、相手が、個人所有地ですから、非常に、伐採についても許可をもらったり、事によっては、言葉が悪いですがなまされんとか、事のわからない方々がおられて、行政を突っ込むということがあります。

私もちょうど市来だったんですけど、伐採をお願いして、名古屋に居られる方で、オオクボさんという方でしたけど、電話したら、もう喜んで切ってくださいと。やっぱり相談すればできるんです。手前で、言ってもそれはだめやなじゃなくて、こういう状況を、この写真をつけてやれば、理解していただけますので、舟川地区については、川上の方々の大半も、これに対して、非常に心が私どもも打たれましたので、今、市長が言われるように予算化して、平成27年度からでも検討していただければと思いますが、そこら辺はどうですかね。

○副市長（石田信一君） 市長の答弁に補足いたしますけれども、予算化のことについてでございますが、今回の市道・農道等の伐採等の予算につきましては、当初予算のほうで毎年計上しております、1,300万円程度、本年度につきましても約1,250万円程度ということで、当初予算計上しております。

ただ、予算編成上、どうしてもその中で見えないところもございますので、そういった中につきましましては、予算編成上の措置として9月補正、そういった対応でやりながら、そういう市民の負託に答えている状況でございますので、それぞれ農政課の農業設備の維持、あるいは林道、土木の道路維持の中の予算という中で組み込んでいる状況でございますので、そういった中で、さらに今後も充実してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○14番（寺師和男君） 副市長が、予算化していま

すけど、予算化だったら、こんなところは切ってくださいよ、これは。こういうところに目を届かせなきゃいけないんです。これ道路ですよ。人のうちは、ここは電話線があるわけですから。ここ、通れないですよ、何かあったら。乗用車がようやく頭すれすれですね。ここに人家があるんです。やっぱりそういうところがありますので。

私は、市長にお願いしたいのは、今、市は土木課、農政課、まちづくり会、これが三つのセットになっているんですね、予算が。例えば、土木の土地があって、隣は農政、そこで機械入れたから切ってくればいいんですけど、それは予算の枠ですから、それは理解するんです。でも、市民から見れば、何でここはせんだろかいという怒りが市長に来るんですよ。市長がさせんだろかいという言葉が出たりするんですね。

それで、そういうことがないように、私は今回、例ですけど、羽島の交流センターのビロウの木を切ったんですね、業者が。おお、きれいにしてくれるねと。私も田んぼが周囲にあるものですから、行ったら、ああよかった、田んぼにひっちゃゅつとということ。そして、私が途中で呼ばれていなくなって、帰ったらもう済んでいたんです。その隣に農政課が担当するヤシの木が2本あるんです。それは切っていないんですよ。それは土木範囲だったでしょうから、行政としてはやむを得ないんですけど。その機械を借りるのに2万円かかるんですね、1日。そのトラックは特殊な機械ですから。また農政課が来て2万円かかるんです。そこでしてもらえば人夫賃だけで終わったと思うんですけど、これも連携ですから組織になっていませんので、今後は、土木所管と農政課所管に、管理ごとに分けなくて、維持管理を統合して、組織化してできないかですね。総合してですよ。財政課、いろんな検討するときに、ここは土木、ここは農政というのは決めてもいいけど、その一帯は一緒にするということはできないのかですよ。そこ辺の答弁をお願いします。

○市長（田畑誠一君） 大事なことは、大事な市民の皆さんのお金を、やっぱり効率的に、有効に、合理的に活用することだと思います。

私も、職員にいつも言っているんでありますが、それぞれの立場は、今おっしゃった例えば土木課、農政課、上下水道課ですよ。だけど、市民から見たら一つなんだよといつも言っています。市民から見たら一つなんだから、連携をとって、そういったことで、市役所は一つなんだから、市政報告会でも管理職は全員参加せよということで、市民の皆さん方が、土木についてはどういうお考えを持っておられるか、どういう不満を持っておられるか、どんな意見を持っておられるか、あるいは教育委員会は、福祉はとか、そういうことを全部把握するのが、受けるのが行政ですから。これからも、おっしゃいましたとおり、まだまだ連携が欠けている面がありますので、しっかり連携を密にして、より効率的に、合理的に、市民の皆さんの負託に伝えていきたいというふうに心していきたいというふうに考えております。

○14番（寺師和男君） では、一つそういう方向で。今、連携ということですから。やっぱり行政というのは、職員は、今言われますけど、俺のところの範囲はここだと、俺のここはこっちと決まっているんですね、予算が。それで、予算は我がところにたくさん残ったほうがいいわけですから、また次があるわけですので。やっぱりそこを今、市長が言うように、我々市民から見れば、同じ行政のお金じゃないの。このこの1本の木の伐採で何分かかるとるかという理解をしていますけど、行政の職員の方々はやっぱりその組織の中で動いていらっしゃいますから、ここら辺を、統合的な管理をする組織をつくらないと、いつまでたっても同じようなですね。市長はそう言われますけど、職員はその範囲内ですから、形ですけど、公にそんならここしてやるがということはちょっとできかねると思うんです。私ども、行政の方々と何十年かお付き合いさせていただいていますが、そういうところはありますけど、組織化はできないですかね。総合的にして、土木・農政・まちづくり委員会、そうしたのを、一緒に、一括して、どこに行っても近くに来たなら、ここをやるならここも伐採してやろうかというやり方をしないと、所管が違えばそこまでいかないんですね。そ

ういう組織化は検討する考えはございませんか。

○市長（田畑誠一君） 今、伐採について、農政課と土木課が隣り合わせでというお話を例に挙げておられますが、これまで言われましたことが、よく手戻りということで、水道課が作業して、土木課が舗装した後、水道課が作業するとかですね、過去ありましたよね、これ。やっぱりそういったことを手戻り、連携がとれていないということを、言われるとおりです。よく指摘をされました。

だから、私どもも、心して、今、庁内でそういう協議をしておるんですが、まず組織化の前に、今おっしゃいましたとおり、今の例で言うならば、土木でいくと、そしたら隣の、引っついて、農業関係の木があったら行くんだが、そっちのほうはどうかというような、そういう、まずお互いがもう一步、これは当たり前ですが、もう一步踏み込んで、身を入れて、やはり仕事に当たるといことが大事だと思いますので、まずその辺をしっかり踏まえるように、連携をとるべきだというふうに考えております。

○14番（寺師和男君） 市長、そういうことで、非常に市内一円が、土地が、地方が高齢化して、減退してまいります。市道という道路、農道というのは、人がおろうとおらないと変わらないわけですから、その集落がなくなっても。いかなるときには、いつでも行けるような体制をつくっていただいて、この伐採等については、相当な、先ほど副市長から一千幾らの予算があると言われましたけど、そういう予算があつたら、こういうきめ細かなところまで目の届くような配置をしていただいて。住民の方々からこれは言われたんです。そして、私ども現地を見たわけです。現地を見てびっくりしたわけですから。そのような、やっぱり市長やら副市長も行って、関係者も行っていただければ、これはじゃらよねということをされると思いますよ。私ども6人の議員も、そういうことを痛感して、私もできたら一般質問でお伺いして、今後の対応をしていただきたいというのが願いでありますので、今、答弁があつたように、市長、ぜひこの伐採等については、現場を確認して、できるところからでもいいですから、車が通行できる範囲内に。でも、さっきから申し上げますように、

お金がかかります。例ですけど、羽島ではコウノキを2本切ります。20万かかります。枝だけです。これは特殊な機械が要るんですよ、今。かかりますので、一気にできないと思いますけど、そういった地域を確保して、今後安心して生活ができるか、人が、車が行ける状況にさせていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下迫田良信君） 次に、西別府治議員の発言を許します。

[11番西別府 治君登壇]

○11番（西別府 治君） 今日は9月9日、救急の日だそうです。

東京では、アフリカや東南アジアの熱帯や亜熱帯で流行するデング熱が代々木公園で発生、現在、東京、神奈川など、81名の感染が確認をされております。

広島では、夜中の2時間で200ミリという猛烈な雨が降り、土石流が発生し、70名を超える人的被害と、6万3,000世帯が避難対象になる大きな災害が発生いたしました。これは暖かく湿った気流が、矢印のように集中的に限られた地域に流れ込み、高さ15キロメートルに及ぶ積乱雲が次々とできるバックビルディング現象で、局地的な大雨となりました。いずれも地球温暖化が大きな影響を及ぼしていると思われま。

そこで、照島地区の中央を流れる酔之尾川下流域の改修についてですが、まず、流下能力を低下している島平橋の改修について伺います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 西別府治議員の御質問にお答えをいたします。

島平橋の改修についてであります。県は、鹿児島県橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、橋梁の老朽化対策を進めております。点検の結果から、この島平橋は補修を行う計画になっております。

しかしながら、市としましては、酔之尾川の流下能力の検討を行い、橋梁部分の断面が不足している場合は、県に島平橋のかけかえなどの要望をしてみたいと考えております。

○11番（西別府 治君） 島平橋というのではちょ

っとわかりにくいと思うんですけど、酔之尾川にかかっている、警察署から来た、あそこの県道の場所ですね。わかりにくいのかな。島平橋と言ったらですね。昭和12年にできた橋だそうです。当時の土木技術等も含めながら、スパンというのがそう長くとれなかったのじゃないかなというのがあります。かなり狭いんですね。そして、上流域の河川改修がされて、上流は、総合体育館のあそこから、ずっと酔之尾川というのは流れてきております。三面張化されて、流下速度もかなり上がってきているんですね。その中で集中的な雨による、あそこの断面がかなり狭い。そして、取りつけ護岸等も、恐らく昭和20年でしょうか、その前ぐらいのものがそのまま残っていて、壊れかかっている状態です。恐らく、取りつけ護岸が壊れて、大きな水の勢があれば、橋台自体も裏をくぐって壊れてしまうんじゃないかなというぐらいほとんど風化しておりますので、市長が言われましたように、床断面については、急激に上がってきますから、水位が。雨のとき、大雨じゃないときでも、県のほうに見ただけだと。潮が満潮時のときは高さはそう変わらないんですが、下がっておけば、かなり落差が、水位が全然違います。ああ、ここが原因なんですねというぐらい明確に絞っておりますので、どうかそういった流れの中で、しっかりとした流れをつくって、かけかえ、地方自治体のインフラ整備というのは、確かに長寿命化を図っていかないとものすごくお金がかかって、なかなか展開がしにくい部分というのがありまして、県自体もそういったのを進めていくと思いますけど、あそこだけはちょっと違うんじゃないかなというぐらい狭まっておりますので、どうかそこらあたりを、県道ですから、どうしても私たちの力関係ではできないわけですから、おっしゃられているように、そういった断面のことを含めて伝えていただきたいというふうに考えます。

それでよろしいですかね。答弁ありますか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、大事なことは流下能力ですよ。断面が足りているか足りていないか、これに尽きると思うんですけど、いがいまして、検討をいたしまして、もしこの流

下能力断面が不足をしている場合は、これは県に対してかけかえの要望をしていきたいというふうを考えております。

○11番（西別府 治君） 次に、老朽化した護岸、それと法面の改修についてということです。

酔之尾川の橋、島平橋から上流側について、ずっと人家が点在しておりますけど、そこらあたりが、昭和30年、もっと前ぐらいかもしれませんけど、それから40年代ぐらいにかけて護岸がつくられております。幾らか補修はされておりますけど、かなり老朽化しているのが現状じゃないかなというふうを考えております。

そして、護岸があって、法面に対して、両側に道路が通っているところもあれば、民家が隣接しているところもありますから。市長、法面、土なんですね。土羽と申しますか、土でできているものですから、あそこの酔之尾川の橋が狭まっておればもう水位がぐっと上がって、かなり危険です。そして、道路からの雨水の浸入があれば、その法面を壊しております。

だから、全体的に、市長、年次的な計画になるのかもしれませんが、整備をしていただきたいというふうを考えております。いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 酔之尾川の老朽化した護岸と法面の改修についてであります。

酔之尾川は改良済みの河川として完了しておりますが、石積みの壊れ等があった場合は、これまで維持工事で対応してまいりました。

しかし、お述べになられたとおり、建設から相当年月がたっておるんですね。したがって、石積み護岸の沈下なども見受けられる箇所があることから、石積み護岸の調査や、河川断面等の検証を行って、改修計画を検討してまいりたいというふうを考えております。

○11番（西別府 治君） 警察署の裏が通学路になっているんですけど、あそこに橋がかかっているんですけど、酔之尾川に。爆裂をしまして、鉄筋がもう見えております。第2橋くらいですかね。島平橋から第2橋ぐらいのところですけども、ちょっともう大変です。全体的に、あそこは維持・補修はか

なりしてもらっているんですよ、メンテナンスについては。でも、全体的にもう老朽化が進んできている。そして、断面形成がとれなくなっている。恐らく酔之尾川自体、道路との河床との関係上、クリアランスは高くとれないんですよ。当時の土木技術はスパン値を長くすることができませんでしたから、ボックス型の橋梁になっていきますけれども、今回やっぱりスパン値を広げて、流下断面をとっていく。そのことが大切ではないかなというふうを考えております。全体的な計画を調査されるということですから、ぜひつくっていただくように、いかがでしょうか、そこらあたりについては。

○土木課長（平石英明君） 今おっしゃりになりました、酔之尾島平線にかかっております海潟橋、2番目の橋は海潟橋と申します。この橋がボックス型になっておりまして、言われるように鉄筋が出ているところです。これも、今行っております橋梁長寿命化の中で、今後検討をしていきたいと思っておりますのでございます。

それから、河川につきましては、先ほど市長が述べたように、調査を行って、そして検討していくという方向でいきたいと思っております。

○11番（西別府 治君） 調査を行って、工事のほうは検討していかれるということでもあります。

それで、次の質問になるんですけど、下水道が、酔之尾川から西側については下水道がもう入っています。きれいに入っていますから、川がかなりきれいになってきております。これはもうほんと歴然としたものであります。

その中で、数十年前の酔之尾川を考えますと、周りが全部田んぼだったんですね。田んぼで農作業をするときに、河川に階段があって、田んぼに入れることができたり、道具を洗ったりされていたんでしょうね。そういった親水的な施設があります。

だから、今検討していきますよということですから、これを改修していく中において、全部ブロック積みで張ってしまっただけで、そして、法面をコンクリートで覆ってしまえば、元来この河川が持っている防災の河川と、また地域の人たちが親しむ河川、この二つの両方を兼ね合わせたのが、酔之尾川の今の特

色だと思うんですね。しかも、かなり多い人口のところに、そういった身近なところに親水する河川があるというのを活用していただくことが、改修していく中に必要になってくるんじゃないかなと。残しながら、また、河川改修をしながら、親水化を図っていくということ。いかがでしょうか、そこら辺について。

○市長（田畑誠一君） 今、お述べになられましたとおり、河川の役割というのは、まさに防災と、もう一つはやっぱり私たちの生活の空間、親水、憩いの場だと思っております。

そこで、酔之尾川に隣接する照島地区内の東島平町や、恵比須町周辺につきましては、平成24年度に下水道の整備も完了しております。だから、大分水がきれいになっていると思いますね。

しかし、酔之尾川の流域には、JR鹿児島本線の東側一帯の伊倉ヶ迫地区の水田地帯もありますので、そういったこととか、それから袴田地区からの生活雑排水の流入とかもあります。ですから、石積み護岸の調査と同時に、親水に適しているのかを含めて、そういった面も調査を行ってまいりたいと考えております。

○11番（西別府 治君） 島平橋のたもとのところに、大きなコイがたくさんいます。そして、毎日のように餌をあげていらっしゃいます。相当増えていますね。

だから、やはり、皆さん憩いの癒やしの部分というのは、私は感じていらっしゃるというふうに思っております。そして、またそのことで、毎日のように持っていかれる方も、今日も元気に魚がおったと。そのことが、また、水が浄化された、そのことにつながっているのかなというふうに考えておりますので、全体的な親水化を図っていくことが、今、照島海岸は海水浴ができない状態ですよね。今のところはこっちに移っていますから。やはり域内にそういった親水護岸があるということが、子供たちの教育、また地域に住んでいかれる若い方々にも、私は一つの政策の一環になっていくんじゃないかな、人口減少対策の中にもなっていくんじゃないかなというふうに考えております。

市長、多分見られてはいらっしゃると思いますが、かなり大きな鯉です。もうびっくりするくらいです。それで、餌もやっているから、ぜひそういった市民の方々が、地域づくりの中でも一生懸命されているというのも考慮していただいて、親水護岸にも流れをつくっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、そこら辺。

○市長（田畑誠一君） 親水環境がある程度整っているということは、今、大きなコイがおるのは私も見ました。いることやらでも、一つの証明だと思っておりますけどね。

しかし、やっぱり、全体を見ますと、酔之尾川の流域とか、地区の生活雑排水とかあるわけでありますから、親水環境に適しているのかどうかということは、これは調査をしていきたいというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） 河川改修を行う場合に、そういったことも、トータルな範囲の中でぜひ調査をしていただいて、また意思決定を進めていただけたらというふうに考えております。

次の質問に入ります。海岸・水路の環境保全対策についてということで、照島海岸のコミュニティから須賀橋に向かう坂之下須賀線という道路があります。あれに沿って、テトラポット等、護岸とかありますけど、その雑草ですね、なかなか、高齢化した中で、ボランティアがしておった部分ができなくなったりして、なかなかきれいな状態が保てなくなっているのが現状であります。

そこで、海岸管理者というのがあるみたいですね。それとの連携強化について、いかがでしょうか。お伺いたします。

○市長（田畑誠一君） 海岸管理者との連携の強化ということですが、坂之下須賀線沿いの海岸については、県が管理をしております。

しかしながら、先ほどの寺師議員の話のように、立ち木とか雑草が繁茂して、処理について非常に困っていると。地元の方々が、これまではボランティアで行っていただいておりますが、先ほどありましたとおり、高齢化によって除草作業がなかなか困難な状況になってきたと。雑草の繁茂がひどくなっ

ていることから、除草作業を望む声があることはお聞きをしております。

一方、立ち木が防風とか砂防の役割を果たしている場合もあることから、伐採せずにそのまま残してほしいという意見もあるようです。ここにはですね。

したがって、このような状況もあるようですから、地元の皆さん方の意見を十分踏まえながら、県と連携を図って、要望に対処してまいりたいというふうに考えております。

○11番（西別府 治君） 確かに自分の庭みたいなものですから、ここは残してほしいという考え方もいらっしゃるんですけど、全体的に、環境的に見た流れの中で、やっぱり整備をしていかなければならないことだと思います。

次の質問にもありますけど、水産多面的機能発揮、これを絡めながら進めていくことも、私はできるのではないかなというふうに考えております。

それから、漂着物については、国が県と市町村と連携をとりながら、推進法というのがありまして、漂着物については明確に処理をしていく。海の日処理をしたのも、県がお金を出して回収していますよね、今、焼かないようにしながら。そういうのがあるんですけど、なかなか、公共海岸というみたいなんですけど、管理区域も含めた流れの中で、なかなかうまくいっていない、整備ができていないというのが現状であるみたいで、7月に閣議決定をされておるんですけど、海岸法の一部改正ということで、NPOであったり、企業であったり、国が指定をしまして、そして管理をしていきましょう。地域にあった管理のあり方を進めていきましょうというのが、今回閣議決定されております。7月です。もうほんのこのごろですから、やはりそのあたりも含めながら、全体的な管理のあり方を、市長、あとは管理者との、県ですよね、協議によって、市町村がその部分について管理を行うこともできるというのものもあるわけですけど、基本的には県でしょうから、そこらあたりを閣議決定したのも含めながら、検討をしていく中に入れていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょう。

○市長（田畑誠一君） 今お述べになられましたと

おり、26年8月10日から施行になっておりますが、海岸管理者が海岸管理に協力する法人やNPO法人のような団体を海岸協力団体として指定できるという規定を整備して、地域の実情に応じた海岸の維持管理を充実することとしているとあります。施行されたばかりですが、こういうこともあるわけですから、いずれにしても、管理している県等と協議をして、要は快適な生活環境を整えることですから、そのためには、しかし、地域の皆さんの御理解を、合意を得なきゃ、さっき言った立ち木が防風とか砂防等の役割を果たしているんだという意見もあるわけですから、その辺もやっぱり公民館長さん方やらを中心にして、地元の方の意見を聞いて、要は合意形成をした上で快適な環境整備を整えるという方向を進めるべきだと考えております。

○11番（西別府 治君） 水産多面的機能の中にも、そういった海岸の清掃活動なんかもできますよというのが含まれているんですよ。

今、漁業者、学校というのは今の協議会の中に入っておりますけど、今、市長が言われるように、市民というのがなかなかまだ欠けております。だから、そこらあたりを含めながら、市民がやはり自分たちの海岸であるという意識をしっかりとって整備をやるんじゃないのというのが、この多面的水産にも含まれておりますので、市民の皆さんにも理解をいただきながら進めていくことが必要だと思っています。

それから、酔之尾川の河口になるわけですけども、この一帯は、照島神社があったり、海の駅があったり、フィッシャリーナがあったりして、観光的にも多くの方々が訪れる地域でもあります。その中において、やはり整備された環境というのが、どうしてもあっちに歩いていった場合、「いや、あの周辺はきれいですけど、河口もこっちもなかなかちょっと大変ですよ」というのが見受けられる現状がありますので、そういったトータルな判断をさせていただくことが必要になってくるんじゃないか。もちろん市民にも声かけをいたしまして、進めていかなくちゃいかんというふうに考えておりますが、全体的な市民の声をという、市長が先ほどからおっしゃっておりますが、いかがですかね。トータルの観光資

源の一つではないかなというふうに考えております。それを合わせて整備をしていく。もちろん市民も参加していくように我々も声かけをしていきます。当然です。それだけでは足りなくて、やはり現状がそういうふうになっているということではないかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） もう近年というより随分前からですけど、本市は、御承知のとおり、海の記念日に市民こぞって海岸清掃作業をしております。

そのほか、漁協の皆さん方はさらに自分たちの仕事場といいますか、我が城だという思いですかね、海をきれいに、そして後世へということで、漁業活動にもまた支障がないようにということで、積極的に漁協独自でもやっておられます。この間は、ビーチバレーを、市来若者隊、彼らが中心になってやっておるんですけど、あれ、みんな来た人にも、試合前にまず海岸清掃するんですね。これ、私は立派だと思います。

やっぱりみんな、事ほどさように、国民こぞって快適な生活環境、そういった整備というのに、この3・11のボランティアの活動のように、非常にそういう意識が市民の皆さんの間、これは県下全部、国民全部上げて、そういう意識が非常にほうふつとして沸き上がっているんじゃないかなと思って、大変うれしく、また期待もしております。これをまた、報道機関の方々もこういったことを取り上げていただいて、余計またみんなが頑張って、みんなでいそしむという形ができて、そのことはみんなの親睦融和、ひいてはそれは地域力になるわけですよ。だから、これからもやっぱり、もちろん公民館、婦人会、いろんな方々がやっておられますが、今おっしゃるような形で、みんなこぞって、みんなで、できれば無意識のうちにやるような、そういう環境づくりをしていきたいなど。また、そういう方向で市民の皆さんも向かっておられるというふうに私は理解をしております。

○11番（西別府 治君） 地域の皆さんの連携をとられて、環境整備のほうは進めていただければというふうに考えております。

次の質問であります。金子病院から東側に行った

地域のことで、場所的にはですね。昔農地だったところを宅地化されまして、家がたくさん出てきております。

その中で水路が、いわゆる海潟と小字ではいうらしいんですけど、水路がありますけど、酔之尾川から西側はいわゆる下水道が完備されておりますけど、酔之尾川を渡ってくれば、下水道区域が今回、もうやらないよという格好に区域を縮小しましたよね。全協で説明がありましたけど。皆さんそういった意味では、下水道区域が当てはまっておれば、単独浄化槽であったり、くみ取りであったり、整備をしていかなければならない時間というのが、下水道が入れば決まっておりますけど、今回そういった縛りが完全にもうなくなっていくのかなというふうに考えております。

そして、その中で、もともとこれは農業用の排水路であって、用水路があっちこっち張りめぐらされたのが全部この排水路に水が落ちていく。あの地域の雨水もそうですけれども、生活排水も全部ここを通っていく、そういった水路に今はなっているわけでありまして。こういった整備をする中における今後の見通しといいますか、しなければならぬと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 酔之尾の海潟地区の用排水路ですけれども、これまでの経緯をよく御存じだと思います。

言われましたとおり、今までは田んぼだったんですね。だから、用排水路ということで、耕作者の皆さんで互いが維持管理をされてきたんですけども、近年宅地化が進行して、耕作もなされていない状況であります。

そこで、下水道処理と合併処理浄化槽の排水基準というのは同じなわけですから、さらに単独処理浄化槽とくみ取り世帯からの転換で、水質の改善も進むこととなりますので、今後もこの補助金を活用した合併処理浄化槽への推進を行ってまいりたいと考えております。

問題は、お尋ねの今後の維持管理のあり方ですね。これは、今後の維持管理につきましては、水路を利用されている方々、地域の方々、公民館などの協力

をいただきながら、適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

ただ、実情は、さっき申し上げましたとおり前は田んぼだったんですね。田んぼで、皆さんが全部こぞって、みんなで、共同作業できれいに管理しておられたんですけど、今はこの海潟に限らず、ほかにもやっぱり宅地化が進んでいるところがありますよね。だから、こういった地帯の管理については、宅地化等の進捗状況やとも考慮しながら、道路や排水設備についても、やはり検討すべきときに来ているなというふうに、今、感じているところです。

○11番（西別府 治君） 水路についてはやらないといけなだろうなという回答であられるんじゃないかなというふうに考えております。それでよろしいですね。何らかの対策をとっていかないといけないということによろしいですね。

○市長（田畑誠一君） さっき申し上げましたとおり、これまでは田んぼだったんですね。田んぼだから、耕作者の方々がみんなで協力し合って、しっかり維持管理をされてきたわけです。

でも、現状は、もうみんな周りが宅地化になったと。宅地化になったら、これはやはりその宅地の進捗状況も見ながら、道路や排水施設の設備というのを検討していかなきゃならんと今考えているところです。

○11番（西別府 治君） 聞き取りでも少し話をしましたけど、石破大臣が地方創生ということで、5カ年計画で、人口減少対策も含めながら、数値目標を出そうじゃないかと。地域、地方と一緒になってますね。その中でこのスタートになったのが、2010年から2040年の間の中で、20歳から39歳までの若い女性の方々の人口、これが今からウエートをかなり占めてくるだろうなと。調査結果も民間のが出ていますよね。半分くらいが消滅自治体になっていくんじゃないか。もう50%切ったらだめとか、30%になったら可能性がありますよとかいうことがあります。

今、酔之尾川流域含めて、今のこの海潟も含めて、宅地、家ができてきております。やはり私は、人口対策減少の中での呼び込む力というのは、市長がつ

くられた神村駅があるじゃないですか。あのことで大きく変わってきているんですよ、今。だから、これは、環境に対しては、やはり大きな視野を持って進めていかんと私はいかんと思います。

そのことが、全体的な人口減少対策であって、まち・ひと・しごと創生推進会議というのもつくられていくわけですから、今から。5年間の間にですね。ぜひ、この親水化もそうですけど、排水対策もそうですが、そういったまちづくりの中で手を挙げていくことが、予算化にも私はつながっていくんじゃないかなというふうに考えております。

ふるさと創生で1億竹下さんのときに配分いたしました。さまざまなことがありましたけど、それではなくて、地域と語り合いながらやっていくというのが、もちろん県というスタンスがあっての握り方というのはあると思いますが、ただ、人口が、今、増えていく全体の流れの中で、進めていかなければならないことだと思っております。20歳から39歳の人たちがいないと、市長、消滅する可能性があるというデータがもう明確に出ているわけですから。いかがですか、トータルな範囲の中で今の話はどうですか。

○市長（田畑誠一君） 私個人のこれは考えですけども、私はものの考え方は全て大きなのは大好きです。全部でっかくやろうという腹です、何事も。そういう基本的な、私は考え方を持っていますけれども、私の個人の考えですが。

ただ、このまちづくりは、西別府議員もかねがね持論としてお話になっておられますが、コンパクトシティというのを、うちはそれを目指したんですけど、これは非常にまちづくりに魅力的な構想だと思います。だから、その少子化が進む中で、子育て支援とか、お祝い金とか、いろんな制度をしております。制度をしておりますが、基本になるのはやっぱりコンパクトシティの中で、学校がある、病院がある、交通機関が便利である、娯楽施設もある、そこへ住む人たちの人情が温かい、それからさっき言われた朝晩の生活が大事ですから、生活環境、なかならず下水道とか、今言った浄化槽とか、し尿とか、そういうごみなども含めて、生活環境も整って、こ

ういうところがやっぱり魅力的で、若い人が集まってくる場所だと思います。

そういった意味で、本市の場合にあっては、まさに海潟の一带のあたりは、今どンドンドンドン住宅が増えてきていますね。田んぼが一変しました。若い人が入ってきていると聞いておりますが、やはり、今申し上げたコンパクトシティにふさわしい条件が整っている魅力的な場所だからだと思います。

したがって、人口減が進む中でこういった事態を、人口増対策、少子化対策として、これからもやっぱり注目しながら、力を入れていかなきゃいけないというふうに思っております。

○11番（西別府 治君） コンパクトシティ構想、これが、今、国自体もやはりそういった流れを進めているわけでありまして。

そして、私たちの町は、市長、合併するときも、その言葉を使いながら町をつくっていかうじゃないかということをおっしゃっております。いろんな御批判を受けましたけれども、結果今、そういうことでコンパクトシティ化になってきているんです。それを進めていくことが、本市の行政の継続性につながっていくというふうに私も考えておりますので、さまざまな展開、広い範囲の中の市長が言われた範囲、ぜひ実行していただいて、20代から39歳の方々の若い女性が住んでいく、子供たちが増えていく、そして経済力がついていく、納税がされていく、そんなまちづくりをぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

以上で、全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、原口政敏議員の発言を許します。

[15番原口政敏君登壇]

○15番（原口政敏君） 私は、自由民主党を代表いたしまして、質問をいたします。

今まさに全世界におきまして、大雨による災害が多発をいたしております。我が日本も例外ではなく、北海道の礼文島、兵庫県、四国、さらには広島市で大きな災害が発生したわけでございます。広島市におきましては、一瞬のうちに72名の方が亡くなり、まだ2名の方が行方不明でございます。自衛隊、消

防関係、1週間前の統計でございますが、2,200名の皆様方が必死になって行方不明者の捜索に当たっておられます。亡くなられた方々に心から御冥福をお祈り申し上げ、また、886名の方が不自由な避難生活をされておられるわけでございます。心から御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

報道等によりますと、1時間に70ミリ以上の雨量があったとファクスが消防署に届いたそうでございます。その当時、14名の職員が待機していたにもかかわらず、一人の職員としてこのファクスを見なかったそうでございまして、まさに私はヒューマンエラーであろうと思っております。防げるべき事故を防げなかった。これは、広島市長の失態であろうと私は思うわけでございます。さらには、以前にも大きな土砂崩れにより数名の方が亡くなっていらっしゃるわけでございます。なぜ対策を講じなかったかと、私は消防関係者の一人といたしまして、大変な疑問を持っているわけでございます。

さて、通告によりまして質問に入りますが、我が町も数年台風並びに大雨等も来ていないわけでございます。もちろん、私は災害が来ることは望むものではございません。しかしながら、備えあれば憂いなしという言葉がございます。我が町にいつ来ても、私は不思議ではないと思っております。万が一、このような大きな災害が来たときに、我が町はどのような対策を講じられるのか。また、今後、どのような対策を講じられるのか。市民の生命、財産が、この地球上で私は最も大切なことであろうと思っております。我が町で防げることは防がなければならないという強い信念を持って、市長はこの防災対策に当たるべきではないでしょうか。

それぞれの町でいろんな教訓が出てございます。この教訓を活かして、我が町にも一人の犠牲者は出さないという市長の強い信念を持ちまして、防災対策を講じられることを心から願う一人でございます。

まず、市長が先ほど申し上げましたとおり、防災対策にどのような心構えで臨まれるのか、伺いまして、1回目の質問を終わります。

同僚議員が午前中に終わってほしいということでございますので、そのように私もいたす考えでござ

います。市長の答弁も簡潔にいただきますことを申し上げます。1回目の質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 原口政敏議員の御質問にお答えをいたします。

お述べになられましたとおり、我が国では毎年大きな災害が起きております。なかんずく、卑近なところで、この広島の大災害、本当にお気の毒であります。この文明国家日本でこのような悲惨な事故が一瞬にして起こるといことは、普段から考えるとなかなか理解ができないような災害が起こっているわけでありまして。

したがって、お述べになられましたとおり、備えあればまさに憂いなしであります。言葉、表現が悪いですが、私は職員の諸君に、空振りでもいいから、先に備えようということを基本姿勢として捉えております。

そこで、今、本市の対策でありますけれども、本市は大雨や洪水警報が発表された場合は、防災担当職員が雨量や気象情報の確認を行い、万一の災害に備え、消防本部と連携をし、待機を行っております。鹿児島地方気象台と鹿児島県が合同で発表する土砂災害警戒情報が発表された際には、防災行政無線で放送し、住民への注意喚起を行っております。また、時間雨量や連続雨量等により、避難準備情報や避難勧告、避難指示を出すこととしております。なお、本市では、万が一の災害発生に備え、災害応急対応マニュアルを作成して、全職員が迅速かつ的確な対応ができるように努めておるところであります。

○15番（原口政敏君） まず、市長に申し上げたいのは、我が町は1時間に20ミリ来たら避難指示を出すわけですね。そのときに、まず消防署からまちづくりに行く。まちづくりから各関係に行きまして、そして市長に行って、対策本部を設けられるわけですね。昼だったらいいわけですが、夜中だったら市長もお休みになって連絡がとれないこともあるかと思うんですね。

私が今日言いたいのは、万が一のときは、消防署とまちづくりが判断して、市長の言われたとおり、空振りでもいいと思うんですよ。避難させるという

のが私は第1の条件だろうと思うんですね。そのところは、俺の指示はなくてもよくて、避難指示を出せというような太い腹で持って行って、市民の生命財産を守っていただきたいということが1点ですね。

それから、もう一つは、市長、治山事業もやっぱり大事だと思うんですね。治山対策。年に1回か2回しか、今、県の補助金がいりますから、しておりませんよね。こういうのも積極的に私はしなければいけない。

それともう一つ、本市には危険箇所点検のハザードマップがありますけど、担当課に言いましたところ、「この危険箇所の方々に行って、ここは危ないから注意してくださいと行きましたか」と。「行ってない」と言うんですね。市長、1軒1軒このハザードマップをつくっているわけだから、危険箇所の。行って、文書をつくって、大雨が降るときには裏山を注意したり、それから速やかに避難してくださいということを、私はこのハザードマップをつくった危険箇所に活かすべきだと思いますが。この書類もハザードマップを見ていない人もいらっしゃると思うんですよ。それがやっぱり優しい行政だと思っておりますけれども、そうすることは考えられませんか。

○市長（田畑誠一君） ハザードマップの件につきましては、本市では住民の皆さんがごらんになって、見て理解していただけるように、海拔や土砂災害警戒区域、避難所の場所などをわかりやすく表示をした防災ハザードマップを、串木野及び市来地域の市街地と、市全域を4分割して作成をして、防災ハザードマップの使い方や災害の種類、日ごろの備え、避難の情報など、防災に対する学習冊子と合わせて全世帯に配付をいたしております。

また、今できるだけ御理解いただくために、出前講座などをしまして、その地域の特性に合った防災講座を行ったり、その際に、防災ハザードマップを使用した説明なども行っております。今後も広報紙や出前講座などを通して、住民の皆様の自助・共助に、地域の防災力が高まるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○15番（原口政敏君） 後でまた私が質問した事項をもう一度言いますが、私が言いたいのは、ただハザードマップを配付するだけじゃなくて、危険箇所があるところには、このお宅は危険箇所に入っていますから、大雨等には裏山のほうを見ていただいたり、それから小さい石が落ちてくるらしいですよ。それから、においがすると。そういうのを十分注意してくださいねと、1軒1軒僕は行く必要があると思うんですよ。行けなかったら、消防団員でもいいですがね。それだけ優しい政治をして、市民の生命財産を守らんといかんから。僕は団員としてそう思いますよ。それぐらいせないかん。ただハザードマップをつくっても見らん人も多いですよ。僕も見とらん。見ませんよ、申しわけないけれども。だから、やっぱりそういうことを行って、お宅危ないからと、これは地価の公表もあると思うけど、それは関係ない。市民の財産が大事だから、雨のときには自分がまず自分の力で命を守ってくださいと、そして避難してくださいと、そういうことを1軒1軒行って、おられないところには文書を置いてくると。そういうのをしないといけないと思う。

それから、先ほど治山事業をせないかんというのが答弁がありませんでしたが、今、年に1回か、2カ所、県の補助がありますから、それを僕はどんどんやらないかんと思う。県も得はすると思うんですよ、こういう大きな災害が出ているんだから。そうでしょう。だからそのところをもう一回答弁してください。

○市長（田畑誠一君） 私たちの一番大事なことは、先ほどからお述べになっておられますように、生命財産を守って、安心して暮らせる町であります。そのとおりであります。そのためには、ずっと力説しておられますように、かねての危機意識をいかに共有していくか、高めていくかというのは非常に大事だと思います。そういった意味で、職員には、災害はいつ何時起こるかわからんわけですから、常に前ぶれに、空振りでもいいから早くから対策を講じなさいということで、災害対策本部もいつもいち早く設置をして、対応をしているわけであります。

3年半になりました、いわゆる3・11の大災害。

あのときにおびたしい方々が犠牲になられたんですけれども、それでも、かねてから危機意識を持って訓練をしている釜石の奇跡というのが、テレビでも何回も報道されましたが、繰り返し訓練をしているところは、子供たちがみずから避難したんですね。魚釣りに行っていた男女子供たちが、小学校の、波が引いたから、これは津波じゃないか、学校で習ったと。それで待避所に行ったらしいですね。3階建ての避難所。ただ、そこの中でも誰かが、ここでも危ないんじゃないかと言って山に上がったんですね。全部山に上がった。だから、釜石の子供たちはほとんど犠牲が出ていないんですね。その奥の子供たちがほとんど亡くなって。ちょっと丘を越えたところですね。

だから、そういったことで、普段の危機意識というのを持つ、我々行政としても危機管理意識を常に持って、それを高めていくということが大事であります。確かに、ハザードマップにつきましても、配布するだけではわかりません。だから、今言われましたとおり、出前講座とか、あるいはまちづくり協議会とか、できるだけ機会を捉えて、危険は身の隣にあるんですよという意識を植えつけるように、やっぱり努力をしていきたいと思っております。

それから、山地崩壊を守る治山工事でありますけれども、今言われましたとおり、大体1カ所で1億から2億ぐらいかかります。それで一回、今は金山のほうをやっておりますけれども、一つの工事にかかりますと、大体3年ぐらいかかるという状況であります。県に対して、近年のこういった災害状況から見ますと、またさらに積極的な要望をすべきだと思っております。

○15番（原口政敏君） そんな1億2億、私はそういうことは聞いていないんですよ。治山事業はもう100万ぐらいで済むんですよ。100万ぐらいで済む。そういう事業が、1年に1カ所、2カ所ぐらいしかできていないから、そういう大きな金額じゃないわけだから、そういうところを増やして、ちょっと市長は勘違いしていらっしゃいますが、そうじゃなくて私が言いたいのは、治山事業は100万ぐらいで済むんですよ、僕の経験からして。だから、そういう

ことを増やしていただきたいということでございまして、担当課長は後で市長に言ってくださいね。そのことはもう市長の答弁はいいから。12時までには済むと言って済みませんな。

それから、本市は山、川、海、自然が豊富ですよ。しかし、その裏を返しますと、またそれにつながって災害が発生する。川も、河川の改修とか、私は先の質問でも言いましたけれども、中州の除去とか、そういうのをして、川が氾濫しないような対策もとっていただきたい。

それから、先日港の防災に行き、避難訓練をしましたが、これは高潮、こういうのを想定した訓練だったですね。今まで河川の氾濫の訓練はないということで、またこの河川の氾濫の訓練もせないかんとおもうんですよ。我がまちには大きい川がありますからね。うちの太里川は決壊したことがあるんだから。僕が消防団員、20年前だったですかね。土のうを積んで、ようやく食いとめたんですよ。

幸いにして、1時間に20ミリ以上の雨は降っていないですけど、万が一1時間に70ミリ等の大雨が降ったら決壊しますよ。だから、しっかりした河川のことにも県に要望して、もう市長は答弁はいいから、担当課はびしゃっとした対策をとるように申し添えて、この1件は終わります。

次に、生活保護者の自立支援について伺いますが、生活保護者が平成25年は345人いらっしゃるのかな。そして、支出が4億4,800万円市が負担しております。

1年に我が国の生活保護者受給金額は、何と5兆3,000億円。これは国防費の予算と匹敵する予算ですね。我が町も4億4,800万円、大きいですよ。しかしながら、この345人の中に、稼働人口といえますか、そういう方は169人いらっしゃいます。多くの方は仕事ができなくて、かわいそうな方ですからね。こういう方には温かい手を差し伸べてやらなきゃならん。

しかしながら、19歳とか20歳とか、こういう若者には、積極的に私は就職を紹介せないかんとおもうんですよ。昔、こんなことを言った首相がおった。貧乏人は麦を食えち。働かざる者食うべからずと私は

思う。だから、それだけ健康な若者は、私は働かないかと思う。

そこで、伺いますが、昨年、今、生活保護者の就職あっせんをする人が一人しかいらっしやらないということで、もう一人増やして就職あっせんをしたらどうですかということをお聞きしましたね。

そこで、新たに質問をいたしますが、私はこの20歳とか30歳とか、60過ぎまではいいと思うんですよ。就職体験をさせたらどうだろうかと思うんですよ。どこかの会社に二、三日お願いできませんかと言って、働いてみないですか。働かなわからんわけだから、働いてみて、やっぱりいいねという人もいらっしやるかもわからないんですよ。やっぱり私は、今日市長にお尋ねしたいのは、就労支援として会社を紹介するのも大事ですけども、まず会社に行って、体験を二、三日でいいわけだから、するようなことはできないのか。

それから、今度は国の法律で、継続して何年か働いたらこれは補助金が出るようになりましたね。それから、親族に、扶養義務調査といまして、親族に何とかしていただけませんかという法律ができました。もうできるのかな、できたのかな。しかし、これは親戚に言っても、我が身でいっぱいであって人のことどころではないとテレビで出ましたよ。私もそう思う。あんまり効果はないと思う、この法律は。

しかし、来年から、生活保護をもらう前に何とかとめようという法律ができるんですよ。そこで、その人員も必要だと思うんですよ。来年のことかわからんけれども。そういうところをどう考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○市長（田畑誠一君） まず、前段のほうの、生活保護を受けていらっしゃる方々は、実際生活困窮に陥っている方はもちろんおられると思いますが、そのほかさまざまな課題を抱えておられると思います。中でも、今言われましたとおり、仕事に対する不安もその大きな一つだと思います。したがって、今御提言いただいたように、そのためにはやはり行政関係機関、企業、地域住民が連携をして、今提言されました体験入社等を含めた事業の取り組みや、

支援体制の構築、運営体制の整備を計画していくこととしております。

それから、自立支援の対策ですけれども、本市では平成23年から就労支援員を配置して、ハローワークとの連携による就労支援や、地元製造業者等への雇用依頼など、自立に向けた支援に積極的に取り組んでおります。これまでの実績で申し上げますと、46人の方が就職されて、14世帯が保護を脱却しております。

また、さっきちょっとお触れになりましたが、生活困窮者自立支援制度というのが、来年4月から国庫補助事業としてスタートします。これは、理由はもうさっき言われた、目的はそうです。自立に向けた支援をするもので、新たに支援員を配置して、就労先の開拓やあっせん、住居確保給付金の支給などを行うもので、生活保護制度とは両輪として機能することが求められております。保護世帯の就労支援とともに、複層的に取り組んでいきたいというふうに考えております、両方ですね。

○議長（下迫田良信君） 原口議員質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時10分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、原口議員、質問を行ってください。

○15番（原口政敏君） 先ほどの生活保護の問題ですが、来年度からの分は、来年の生活保護をもらう前の措置、これはまた決算等でお伺いしたいと思っておりますが、その前、もう国会で決まっておりますけれども、生活保護者が仕事を何年かした場合に、補助をするということですね。

それから、親戚に何とかしていただくという、いわゆる扶養義務調査というんですかね、この二つが可決されました。そのことについて、本市に何かメリットがありましたか。市長はわからないと思いますから、課長でもいいですから、答弁していただきたいと思います。

○福祉課長（東 浩二君） 生活保護制度の関係です。今年の7月からこの制度が始まっております。今、議員が言われたような内容でございますが、就労をしたときに、次のステップに入るというののために、例えば社会保険料がすぐ必要になってくるとか、あるいは税金を払っていかねばならなくなるとか、そういったための準備ということで、保護費の中で、新しくそういう積み立てができるという制度がございます。これについてはまだ、本市におきましては、この制度を活用される方というのはいらっしゃると思います。

それから、扶養義務の調査につきましては、これも厳しくなってきました。

それぞれまた紹介しながらも、紹介した中で返ってくる回答としては、支援というのは難しいというような状況があるということでございますので、全体としては、仕組みとしてはよい仕組みだと思っておりますが、現状としてはそう大きく、本市については変わっていないというような状況でございます。

○15番（原口政敏君） そういう仕組みが、少しでも本市の生活保護者がいなくなると、負担が軽くなるようにできることであつたら、前向きに検討していただきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げましたが、若者が働かずに食うというのはおかしいわけですからね。これは、本当に歳をとってかわいそうな方はいいと思うんですよ。みんなが協力してやらないかんですからね。そうでない若者は、一人でもたくさん就職をするように、担当課も大変でしょうけれども、御努力をしていただきたいと思っております。

この項は終わります。

それから、消防団員の募集活動についてお尋ねいたしますが、今、消防団員の定数は297名、現団員が272名、25名の欠員でございます。基本的には、団が探すのが基本なんです、市長。だけど、消防団員の確保は本当苦勞されておられます。

そこで市長にお伺いしますが、市長は自治会長さんとか、いろんなどころにお会いする機会が多いわけですから、その機会に、なんとか消防団員を見つけてくださいませんかというお願いをしていただき

たいということです。

それから、その支援として、今まで、市長、消防団員が健康診断のときにお金が出ておったんですよね。私はどういう状況かは知りませんが、五、六年前からそれが廃止されておりますので。たまたま、きのう、おとといでしたかね、市長も消防団の幹部研修にお見えになりましたね、夜。その席で講師がおっしゃいました、熊本の市町村が消防団員の健康診断の経費を負担していると。これはたしかいちき町もだっただろうなということで、今、なかのと聞いたら、消防署長が五、六年前に廃止したということでありましたので、なんごてなと言ったら、消防団員が少なめでやめてくれと言った。しかし、あの晩に幹部の人に聞いたんですけど、いやそれはおったと協力してくれればよかったのということでしたので、ぜひまた検討して、団員の健康診断の補助もしていただけませんか。消防団員はボランティアですよ。年間に大したお金ももらっていませんからね、消防団は。だから、そういうことで、団員の確保をせないかんとするんです。そういう御協力を市長に要請したいと思っております。

それから、市長、みんなが消防団に入るときに、会社に気の毒だと言うんです。たまには、会社の途中に出ます。そういうときに、社長に気の毒だということがありますので、市長は1回でも、消防団員が一人じゃありませんけれども、3人ぐらいいる会社を表敬訪問されて、お世話になりますという一言ぐらいは市長も言っていただいていたと思うんです。ぜひ、市長、そのことを実行していただいただけませんか。二つについて市長に要請しますけれど、どうですか。そんな難しい問題ではありませんから「はい」と言ってください。

○市長（田畑誠一君） 市民のために生命財産を守って、仕事をしながら、大変御苦勞であります。消防団員。また、みんなの頼りであります。また、頼られるほど、ご承知のとおり、本市の消防団はポンプ車も小型車も見事に支部大会で優勝しました。まさに、誇れる精鋭部隊だと思います。

その消防団の皆様方、まさにボランティアであります。本当に。だから、その皆様方の健康に気遣う

ことは当然でありまして、今、過去の経緯で、前やっておられたみたいなんですけど、国保加入者の40歳以上の方が対象となったら、受ける人が少なくなったということ等で、なんか消防団の幹部会議でいいんじゃないかね、もうこれと。やめてということだったみたいです。だけど、消防団の健康を守ることはとても大事ですので、皆さん方の要望がありましたら、また検討してまいります。

それから、消防団のみんな、御苦勞ですよ。働きながらするわけですから。だから、どこの町でも消防団が足りないということで、私も先だって消防庁長官殿とお会いする機会が東京であったんですけど、そのことを一生懸命話しておられました。それで、できるだけ国としても、団に対しての慰労というのを考えたいというのが、さきに提案した退職の話だったと思います。そういったことも言っておられましたが、とにかく大変御苦勞でありますので、この団員の確保には本当に困っておられるんですけども、分団長をはじめ、団本部、そしてみんなで団員募集をしておられます、一生懸命。私ども市といたしましても、各事業所さんに対して、できるだけ団員のほうにお願いしますがということ、文書やらをもって今までお願いをしておるんですが、今、原口議員が言われますように、もう一つ感謝しなさいかんわけで、また折に触れ、企業さんにも私もお願いに回りたいと思っております。

○15番（原口政敏君） やはり市長が行くと違いますからね、会社も。どうかそうしてください。

この項は終わります。

それから、田畑の荒廢地についてでございますが、今年は1カ月ぐらい前でしたね、私の会社の横に原田さんという自宅がございますが、朝10時ごろ来られて、「原口さん、うちに来てくれんか」と。何事じゃろかいと思ったら「原口さん、小さい虫がすごい」と。行きましたところ、五、六十匹玄関に虫がいました。すぐ担当課に電話しましたけど。それから二日後は、今度は私の会社の事務所に、市長、五、六十匹。こんな小さな虫ですね。ムカデを小さくしたような黒い虫です。もう1カ月ぐらい、毎朝、困りました、何で今年はこんなに虫がおるのかって。

隣の田んぼを見たら、今年の、田んぼをつくっている方が体に不自由を来して、荒れ放題だったんですよ、田んぼが。ああ、それかと。それで虫が食ったんねということで、石灰がよかと聞きまして、農協から買ってきて撒きましたところ、あくる日は雨でした。それで、またもう1回撒きましたが、二日後雨でした。雨が多かったですからね。余り効果がなかったです。

だから、私のうちと横の住宅は虫が入ってきたから、市内の荒廃地の自宅があるところは、私は入ってきたと思うんですよ、虫が。私も初めてですよ、市長。本当、どうしようもなかったですね。五、六十匹ですよ。そう言えば100匹ぐらいのときもあった。もうどうしようもなかったです。いや、本当なんですよ。

これが市内の市民に同じようなことがあったら大変だなと私は思ったんです、市長。だから、すぐ担当課に言って、農業委員会にも言った。本人に連絡をしましたと、それだけだったです。いまだに草ぼうぼうですよ。

それで、農業委員会に聞きましてところ、1年に1回パトロールをすると。対策事業ということで県から補助金が出るらしいですね。1回8日ぐらい農業委員会が荒廃地対策でパトロールをされるということですから、年に1回じゃだめだと僕は思う。3カ月に1回ばかり、市長、農業委員会に見てもらって、荒廃地の地主には徹底した伐採をしてもらわないと困りますよ、担当課長。迷惑至極。この問題は、虫が勝手に入ってくるんだから。もうどこから入ってくるか。小さな穴はないんですよ、うちは。不思議でならん。どこから入ってくるか徹底して探しましたが、原因がわからないんですよ。そんな小さな穴がないんですよ。

今年は、荒廃地の横の人家は私は困ったと思っておりますけれども、この対策は何とかなりませんかね。

○市長（田畑誠一君） ただいまのこの件につきましては、実態を把握している農業委員会の事務局長のほうから答弁をいたさせますので。

○農業委員会事務局長（芹ヶ野國男君） 農業委員

会事務局から御答弁させていただきます。

田畑の荒廃地についてでございます。農業委員会といたしましては、近隣の方々から御相談があれば、現地調査を行い、適正な管理をお願いする文書を所有者等に送付するとともに、電話連絡が取れる所有者等につきましては、電話で直接指導を行っております。所有者の中には草刈り等が困難な方々もいらっしゃいますので、シルバー人材センターなどのあつせん、御案内もいたしております。

また、担当地区の農業委員にもその旨を通知して、指導をお願いしておりますが、今後も市の広報紙や農業委員会だより、文書等で適正な管理をお願いしていくこととしております。

不耕作の原因等が考えられますが、御指摘の荒廃農地につきましては、昨年までは耕作されておりましたが、今年は耕作者の体調が悪いということで耕作されておりませんでした。

そのような中、本年の6月、質問議員から農地が耕作されず、近隣の住宅にヤスデ等の虫が侵入しているので、所有者に草払いをお願いしてほしいとの御相談がありました。

早速、現地調査を行い、市外、市内、数名の所有者の方々に対しまして、適正な管理をお願いする文書を農業委員会会長名で送付いたしまして、指導を行った結果、一部の所有者ではありますけれども、伐採を行っていただいております。

また、その荒廃農地につきましては、農政課の農地利用推進委員や農業委員に次の耕作者のあつせんを現在お願いしているところでございます。

○15番（原口政敏君） これはヤスデ虫というんですね。もうすごいですよ。1匹2匹じゃないんだから。局長はそんなことを言われましたけど、5日ぐらい前まで上がってきましたよ。まだ、いまだに対処はされておられませんよ。私の自宅の横の家ですね。これは1カ月前から言ったんですけどね。地主の方はかわいそうですよ、毎日あんな虫が出てきたら。今度は虫が出てきたら市長に言いますから、市長、見に来てくださいね。すごいですよ。もう住みたくないと思った、あんな虫が毎日来たら。うちは事務所だからいいですけど、私は原田さんのうちに上が

ってびっくりしました。あれは湿気があるときにくるんですね。炊事場は虫がぶわーっとしているんだから。今度は、来年は市長、あなたを呼びますからね、そのときは対処してくださいよ。

そういうことで、市民が困っているところはしないといけませんので、農業委員会事務局長、ちゃんとしてください。

それで、巡視も1年に1回じゃだめですよ。3カ月に1回ぐらい回って、荒廃地は注意するとか、強い文書を出すとかしてください。

要請をしてこの項は終わります。

それから、通学路の草木の伐採ですが、これは毎年電話しているんですよ。担当課が来てすぐしてくれましたよ。ありがたいですね。だけど、電話が来ない前にしてくださいよ。毎年同じ要望をしているんだから。毎年しているんですよ、私は。

今年は、隣のおじいさんが、孫が半袖で幼稚園に行ったら手を切ったって。カヤで。切るでしょう。通学路にぼうぼうとしているんだから。これも本来は巡視をせないかんのですよね。せないかん。だけど、通学路ですからね、この270号線は。しかし、大里川は、これは河川の範囲ですからね。地主はいませんから、県に要請しないとイケない。大里川もすごいですよ。この大里川の草がぼうぼうで、交通事故も昨年ありましたからね。もう何件もうちに来ますよ。去年もうちに2台来た。うちの工場はよかったですよ、車が入りましたから。2台ともうちに来ましたよ。大きな事故だったですよ。けがはなかったかと。よかったね、けががなかったと。仕事が増えましたけどね。だけど、人身事故になる可能性がありますからね、課長、あれは。見えないから。草ぼうぼうで見えませんよ。大きな人身事故がある前に、毎年定期的に伐採してもらうように、市長、指示をしていただけませんか。

○市長（田畑誠一君） 御指摘いただいた通学路の草木の伐採につきましては、これは通学路ですから、早速対処しなきゃならんわけではありますが、今朝から出ておりますとおり、草も1年に2回ぐらいじゃ足りないですよ。今まで大体2回ぐらいを基準にできていたんですよ。足りません。その上、過疎

化、高齢化して、しようにもできないんですよ。だから、その辺は、うちも、地権者にも一応責任がありますけど、地権者とも協議をしながら、もっと我々もそういった実態に即した対応をしなくてはイケないというふうに検討しております。

○15番（原口政敏君） 市長はわかっているんですよ。年に3回か4回刈らなくてはイケないと。そういうことを、市長の気持ちを担当課がわからないといけませんね。うちの職員は社長が言わなくてもわかってくれますよ。それが大事なことはありませんか。我が担当は自分で守る。市長が言わなくてもしてやるぞって。それが優しい行政ですよ、課長。

来年は、一般質問でこんなことを言わせないようにしてくださいよ。来年も言ったらよって。そういうことがあれば課長は降格だよ。子供のことについては、大事に思わないといけませんから、市長。教育長、こういう通学路に対しまして、何か父兄から苦情とかは来ていませんか。

○教育長（有村 孝君） いちき小中学校の校長先生方に少しお聞きしましたら、今のところ聞いていないと。直近ですね。先週ちょっと前でしたので、それまではなかったということでございます。

○15番（原口政敏君） 今回から、父兄が来たら、校長に言いなさいと言いましょ。うちに来るんだから。

とにかく子供のことでですから、市長、通学路は安全が第一ですから、守ってやらなくてはイケませんので、これは私たちの義務ですので、何とか、私がこういう場で質問しないでも、定期的に伐採していただきますことを切に要望いたしまして、全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に西中間義徳議員の発言を許します。

[5番西中間義徳君登壇]

○5番（西中間義徳君） 通告に従い質問いたします。

胃がんは全国で毎年11万人が罹患し、5万人が亡くなると言われ、がん死亡率では上位を占めています。がん検診はあっても、日本は欧米に比べて非常

に受診率が低いとされています。

本市の胃がん検診率は、平成23年度は30.7%、平成24年度は22.1%にダウンしております。大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がんともに、23年度からは、24年度は大きく受診率が下がっております。そうした中で、本市の医療費は高くなっており、1人当たりの医療費は、平成23年度は43万9,783円、平成24年度では45万5,675円と前年に比較して1万5,892円高くなっています。

さまざまな要因があると思いますが、早期に発見、早期に治療が受けられれば、医療費の削減にもつながると思います。

胃がんはピロリ菌がその主な原因とされています。除菌することで大方ががんになりにくいとされており、全国では、胃がん撲滅に向けてさまざまな取り組みがなされております。

本市の胃がん検診率の現状と対応を伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 西中間義徳議員の御質問にお答えをいたします。

まず、胃がん検診の本市の受診率についてですが、平成24年度は22.1%、平成25年度は21.3%、県の平均受診率は平成24年度で14.45%であります。したがって、県の目標受診率としましては、平成29年度までに40%以上としております。本市は県の目標受診率をクリアはしていませんが、県平均は大きく上回っている状況であります。

なお、昨年度から胃がん検診、腹部超音波検診、大腸がん検診を同日に実施しており、今年度は2月にこの三つの検診に肺がん検診を加えた複合検診の脱漏検診を行う予定としており、市民の皆さんの利便性を図ることで、さらなる受診率アップにつなげていくこととしたいと考えております。

○5番（西中間義徳君） 県の目標が40%ということで、これから2倍の目標値があるわけですが、23年、24年、25年を見ても、なかなか思うように受診率が上がっていません。どの自治体も一緒なんですけれども。

そういう中で、この間、健康保険証切りかえのと

きに、「私たちの医療費」ということでこのパンフをいただきました。この中に、これは特定健診ですけれども、地区別の受診率が載っておりました。そして、ベスト3も載っておりました。地区別の受診率は1位が羽島地区、2位が上名地区、3位が川北地区ということで、前年は川北地区が1位で大変喜んだことがありましたけれども。

今年から、健康づくり特定健診受診率アップ事業交付金制度がスタートということも書いてあります。目標が、60%達成したら幾らになりますよ、65%、70%という形でこうしてありまして、まだ、60を超える地区はありませんけれども、これも大変に励みになるんじゃないかと思えます。でも、健康のための基礎のことについては非常にいいのではないかというふうに思いました。

それと、自治公民館ごとの上位、3傑でも5傑でもというようなことがあれば、皆さんの意識が非常に増えるのではないかというふうに思いました。

先日、アクアホールで認知症のフォーラムが行われましたけれども、終わった後に、介護ボランティアポイント制度の対象になるということで、手帳に印鑑をもらう方がいらっやいました。結構、皆さん手帳を持ってきていて、大変喜んで、我先にといい感じでスタンプを押してもらっておられました。そういう意味では、健康になるための、そういうものをしっかりやっていただきたいというふうに思いますし、受診率が低いのはさまざまな要因があるかもしれませんが、全国の中では、検診の案内の封筒を茶封筒ではなくて、原色の黄色とか、青とか、赤とか、そういう形で注意を喚起して興味を引くといえますか、受診率を上げるというところもありますけれども、そういうことを今後する考えはないか伺います。

○健康増進課長（所崎重夫君） がん検診等の受診率アップの関係ですけれども、先ほど市長から答弁がありましたとおり、従来は胃がん検診だけとか、大腸がん検診だけという格好で、1日1つずつやっていたところもあるんですけれども、一応、昨年からは胃がん検診に腹部超音波、大腸がん検診を三つ同時にやると。今年度は、また2月に試験的にですけ

れども、脱漏検診の中で、それに肺がん検診をくっつけていきたいと。だんだんそうやって、場合によっては子宮がん検診、乳がん検診をして、それだけではなしこ健診というか、女性だけをその日に集めて、1日で人間ドックみたいに全部ができるような格好で、市民が1日休んで来られたら全ての検診ができますよというような格好での、そういう利便性をする事で、受診率がアップしていくかなというふうには考えているところです。

今、言われましたとおり、封筒のほうも、個別検診をするときに、ちょっと鮮やかな色を使うことで、これ何のことだろうというような、興味を引くような部分があれば、そういった部分も取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○5番（西中間義徳君） 胃がんと一緒に3つぐらいのがん検診を行うということでありました。昔はそういう方向だったと思います。大分昔は。今は、そういう方向で、何かしらのがん検診が一度にできるということ、この検診率を上げていくというふうに思います。

胃がんの検診率を見ている、受診率が少ないというのは、バリウムを飲むのにも原因があるのではないかなと思っております。今ありましたように、受診の時期ですね、曜日も関係があるのではないかなというふうに思っております。

がん検診を三つ四つ重ねて1日で検査が終わるという方向の話がありましたけれども、胃がんの受診率を上げるために何か方法を考えて、早期発見、早期治療ができる方向へ持って行くべきではないかと思えます。

まず、胃がんになりやすいかどうかを調べる胃がんリスク検診というのがあります。胃がんリスク検診、ABC検診とは、ピロリ菌検査の有無を調べる検査と、胃炎の検査を調べる検査を組み合わせた胃がんになりやすいか否かをリスク分類するものです。がんを見つける診断ではありません。

一人ひとりの胃の健康度を調べて、胃がんになるか、なる危険性が極めて低い人を精密検査から除外し、危険度の高い人は胃がんがないかどうか確かめ

るための内視鏡を使っての精密検査を受ける検査です。胃がんリスク検診はピロリ菌に感染していない人を胃がん検診の対象から除外することに大きなメリット、受診率がアップするというふうに使われております。

胃がんはピロリ菌がその主な原因とされ、見つければ、内視鏡検査などをして早く見つけて、治療し、救命することもできます。この胃がんリスク検診を神奈川県藤沢市で先月から実施されております。検診は血液検査で行い、対象者は40歳から70歳までの5年ごとの刻みの人で、個人負担は1,000円です。

本市も胃がん撲滅宣言をして胃がんリスク検診を実施する考えがないか伺います。

○市長（田畑誠一君） 胃がんリスク検査は、あくまでも胃がん罹患するリスク度を判定するものであります。胃がん検診が不要というわけではありません。そのリスクの度合いの結果に基づいて、胃内視鏡検査等の胃がん検診を定期的に受診する必要があります。

本市の医療機関では、この胃がんリスク検査を実施しているところがないこともありまして、今のところ、胃がん検診を受診しやすい環境整備を行うこととしており、胃がんリスク検査の実施については、現在のところ考えてないところであります。

○5番（西中間義徳君） 胃がんリスク検診はしないということですが、受診率向上、費用対効果という観点でお伝えしたいと思っておりますけれども。

東京の足立区では、平成20年からこの胃がんリスク検診を行っております。平成20年度の検診参加数が3,130人で、要検査と判断された人が1,432人、46%にあたる方が要精密検査と。そのうち、精密検査の受診者は1,070人、75%の人が受けたと。その中で発見された胃がんは12人、そのうち、早期がんが11名。これまでの間接X線法でのがん発見より、5倍となる効果があったと言われております。

また、要精密検査1,432人を年齢別にみると、40代が29%、50代が45%、60代が53%と、年齢が上がるごとに高くなっています。要精密検査1,432人のうち、1,030人がピロリ菌の除菌治療を受けて、995人、97%は除菌に成功したとありました。

また、費用対効果ということで、今までの間接X線法よりも、リスク検診を実施することで費用を抑えられたとの報告もあります。

全ての方がリスク検診を受けられるわけではありません。胃がんとピロリ菌についての正しい知識の普及啓発、耐性菌の可能性など、リスク検診に向かない人もおられるので、注意も必要です。

胃がんリスク検診をすることで、受診率のアップと費用対効果を述べました。再度、胃がんリスク検診を行う考えはないか伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 人々は誰でも、まず、健康が大事であって、健康を守ることが大事ですが、これは、特にそういった中で、胃がんというのは大変本当に恐ろしい病気であるわけであります。

先ほど申し上げましたとおり、胃がんを発見する、それは今、リスク検査というの、今、例を述べられましたけど、やはり大事なことは、本市の場合、20%そこそこです、胃がんの受診率がですね。そういった中で、県は29年度まで40%を目指しておりますが、本市も、先ほど申し上げましたとおり、受診率を上げるために、今まで胃がん検査だけあるいは大腸検査だけしていたのを、1日でみんな済むように、この2月に3つの検診を、肺がん検診も加えて一緒にやろうということ等を今度試みてやりますが、少しでもそういった形で胃がんの検診率を上げるということに努力していきたいと考えております。

○5番（西中間義徳君） リスク検診については、しないということでありました。

次に、佐賀県の嬉野市はピロリ菌検査の費用の一部助成を行って、先進的な取り組みをしております。

平成23年度には、30歳を対象に個人通知で尿素呼吸検査を導入して、31名が受診し、そのうち6名に陽性反応、19.3%が出ております。助成額は1人1回の検査費用8,000円のうち5,000円を市が助成し、個人負担は3,000円です。

平成25年度は、30歳から49歳を対象に、尿素呼吸検査を行い、48名が受診、そのうち16名の33.3%が陽性反応でした。今年度は、さらに拡大をして、18歳から39歳までを対象に抗体検査、血液検査をするそうです。集団検診で行い、個人負担は1,000円で

す。先進地としての取り組みをされている嬉野市長は、嬉野市を日本一の福祉の町にすると決意されているというふうにも伺いました。

本市もリスク検診はしないということですが、ピロリ菌検査に助成を行う考えはないか伺います。

○市長（田畑誠一君） ピロリ菌感染者は、まず慢性胃炎を発症して、そのうち約2ないし5%の方が胃潰瘍や十二指腸潰瘍になり、約0.5%の方が胃がんを発症すると言われております。

昨年2月からピロリ菌の除菌が保険適用となりましたが、保険適用を受けるためには、市が助成したピロリ菌検査の結果ではなく、医療機関でのピロリ菌検査が必須となっています。

また、ピロリ菌に起因しない胃がんやピロリ菌の除菌を行っても、胃が既に萎縮していることから、胃がん発生の危険性は残っていますので、定期的な胃がん検診をする必要があります。

このようなことから、ピロリ菌検査の助成ではなくて、先ほど答弁しましたように、胃がん検診の重要性や、検診がしやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○5番（西中間義徳君） ピロリ菌検査もしないということでありませうけれども。

この嬉野市は、49歳までということに指定しております。50歳以上はどうしてしないんだらうというふうに聞いたら、50歳以上の方については、ほとんどはピロリ菌に感染しているということで、まずは若い人たちのピロリ菌検査をやって、注意喚起をして、そして、50代以上については、今、市長がおっしゃったように、自分で病院で受けて、ピロリ菌があれば除菌をしていくというふうに言われておりました。

ぜひ、胃がんの受診率を上げるということは、先ほども言いましたように、バリウムを飲むということが大きなネックになっているというふうに思いますので、胃がんになりやすいかどうか否かを調べるピロリ菌検査とか、そういうものを今後も検討していくべきではないかというふうに思っております。

次の質問に入ります。

次に、DVです。配偶者による家庭内暴力について伺いたいと思います。

私は、8月の初旬に、佐賀県佐賀市の県DV総合対策センターへ行ってきました。佐賀県男女共同参画センター、通称アバンセと言われる大きな建物の中にあります。所長である原健一先生に対応していただきました。原先生は県内にも講演に来ておられます。先生は、DVとともに、児童の性的虐待が、今、心配しているとのことで、その対応したことなども体験の話をしていただきました。

本市の男女共同参画基本計画の中に、全ての人の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止、救済に向けた環境の整備の項目には、住民意識調査が掲載されております。配偶者からの暴力を受けた経験について、全くないというのが7割以上。体に対する暴力が20%、精神的な嫌がらせあるいは恐怖を感じるような脅迫が16.7%なので、前回の意識調査よりも、各項目で4から10%上回っているというふうにありました。

また、配偶者からの暴力を受けた経験のある人に、その相談先について、家族や親族に相談した25.4%、友人・知人に相談した24.3%、どこにも誰にも相談しなかった50.7%となっており、暴力が潜在化する傾向にあることがわかったとあります。

本市は、平成22年8月に配偶者からの暴力対策庁舎内連絡会議を設置し、連絡会議の庶務を政策課において処理するとしております。

本市のDVについての取り組みの現状を伺います。

○市長（田畑誠一君） 今、お述べになりましたとおり、本市は、平成22年に配偶者等からの暴力、DVの防止及びその被害者の保護に関して、庁内の関係課が相互に連携をし、DVの被害者への的確な支援を行うため、いちき串木野市配偶者等からの暴力対策庁内会議を設置しております。こういった形で、今、本市は取り組んでおります。

なお、本市のDVの被害の現状でありますけど、ここ数年間を申し上げますと、設置した22年度が3件です。23年度は0件です。24年度が5件、25年度が5件。今年度は、8月末現在ですが、今のところ1件という状況であります。

○5番（西中間義徳君） 設置したときは、大体年間で3件から5件だというふうにございました。

DVといえば、基本的には女性が被害者になるというふうに思います。今までの対応で、女性である被害者に寄り添った相談ができたと思うかどうかという感じもしますけれども、佐賀県のDV総合センターは、女性の相談は年間で5,000件あります。5,000件の相談があり、そのうち1,400件がDVに関する相談であると思います。

DVは、隣の市に聞きますと、年々増えているとのことであります。本市の、3件から5件ということですが、これは切羽詰まったどうしようもない状態で来ている人たちの数ではないかと思えます。

先ほど、DVで困った人がどこにも相談しなかったというのは50%であると言いました。DVで困っている方にとっては、本市のDV対策というのはまだまだではないかというふうに思いますが、市長はどのように思われますか。

○市長（田畑誠一君） 22年設置以来の件数を申し上げましたが、3年間、3件から5件ということでもありますけれども、今、お述べになりましたとおり、これはかなり重たいといえますか、重症といえいいんでしょうか、そういった方々の相談ではないかなというふうに考えます。

また、このほか、軽微なという言葉が適切ではないかもしれませんが、ほかに内在している分もあるんだろうなということは考えておりますが。当面、市としましては、配偶者からの暴力対策庁内会議は設置しておりますので、横の連携をしながら、この庁内会議の中で対応しているという状況であります。

○政策課長（田中和幸君） 市長の答弁を補足して申し上げます。

先ほどDVの件数のお話を申し上げられました。確かに鹿児島県においても、資料によりますと、22年度が600件だったんですけれども、25年度は1,500件ぐらいと確かに増えております。ただ、本市におきましては、5件程度で推移しているんですが、これにつきましては、この原因と申しますのは、県の事務所といえますか、相談のところには、専門の相

談員さんもおられますし、これについてホットラインという形で、そちらのほうでの件数が増えているのかなというふうに理解しております。

市におきましては、身近な行政ということで、DV、なかなか顔を見知った職員なんかもいる中での相談というのも若干しにくい部分もあって、県等への推移がみられるのかなと理解しております。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） 件数は、非常に私は少ないと思います。先ほどもアンケートの評価にあったように、潜在化している。見えない部分。

また、このDVに対しては、中途半端な対応というのは怖いですね。命にかかわる部分になっている気がしますので、きちんと対応しなければいけないというふうに思っておりますけれども。

本市の男女共同参画基本計画の中には、DVに対して相談窓口の周知ということが書いてあります。被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めますと、このようにありますけれども、今、言われましたように、人目もはばかる庁舎内にこういうのはどうかというような話もありました。後でまた質問したいと思っております。

私も、職員の方に「DVはどこですか」と聞いたら「福祉課でしょう」というふうに言われて、福祉課に行ったら「DVは政策課ですよ」というふうに言われました。福祉課は、児童虐待と高齢者虐待が担当だというふうに言われて。DVについては、庁内での仕切りがあるんですね。少ない、低いのではないかと、そういうふうに感じました。

DVについては、非常に適切な対応が求められるというふうに思います。相談される方の身になって、専用の電話の開設はできないか伺います。

○市長（田畑誠一君） 現在、DVの相談につきましては、DVの専門相談員がいる県の男女共同参画センター等を案内しておりますが、市役所に直接相談に来られた際は、関係課が連携を図って、被害者への効果的な支援を行っているところであります。

今、こういった形で対応しておりますが、今のところ専用電話というのは、現段階ではまだ考えてないところであります。

○5番（西中間義徳君） 電話で、交換手が状況を聞いて、どういうことですかという形で聞く。そこから、担当のところにつないでまた言わないといけない。その意味では、専用の電話というのは、ダイヤルイン方式というか、そういう形で、別に金のかかるわけではないと思いますので、やはりそういう電話も必要ではないかというふうに思います。

本市が、DVが少ないということで、非常に市民が人柄がよくて、そういうふうに至ってないというのであれば別ですけれども、今後どんどん増えてくる傾向にあるというふうに思います。

先ほども言いましたように、DVを経験される方が、友に相談していないのが50%以上あったわけありますので、そういう方は常に暴力との恐怖に怯えているという状況ではないかというふうに思います。絶対に暴力を許さないと強い意志を市民に伝えることが大事だというふうに思います。

佐賀県では、男女別の相談電話があります。私も男性の相談電話があるというのはびっくりしましたけれども。そして、チラシも、こういうふうに、こちらが女性、こちらが男性という形でチラシをつくってございました。日置市はこういう形でDVに対する相談のチラシというものをつくってございました。

そういう意味では、本市でも相談できる電話番号を書いたA4判のチラシ、また、こういう名刺大の、これは県からいただいたものだと思いますけれども、こういうチラシをつくる考えはないか伺いたいというふうに思います。

○政策課長（田中和幸君） チラシがそういうものになるかどうかは別としまして、広報につきましては、今後徹底していただきたいと思っております。

それと、先ほど市町村のDVに関しての役割分担的なものもござります。DV防止に関しまして、基本計画があるんですけれども、その中で都道府県の役割というものもございまして、市町村の役割もござります。

都道府県は、被害者の支援における中核施設として、一時保護の実施とか市町村への支援というような形になっておまして、市町村につきましては、身近な行政主体の窓口というような形でということ

で、私ども、先ほど申し上げましたように、DVに関しては専門家等がおられる県を活用しようということで、専用電話等に関しましても県のことを御紹介しているというような状況でございます。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） DVに対して相談があっても、具体的なことの相談はできないということですかね。

○政策課長（田中和幸君） 決してそういうことではございません。本市におけるDVの相談というのは、例えば納税相談ですとか、児童扶養手当の相談とか、そういうのが来たついでに、「私ちょっとご主人から」とかというような話もあって、その件数をカウントしたのが5件程度ということでございます。

当然そのときにも、たとえば福祉課に来られます。児童扶養手当で。そのときに、DVであるなど発覚した状態におきましては、それぞれ政策課でありますとかいろいろなところと連携を取りながら対応しているという状況で、問題は全て、あと、住民票の発行停止とか、そういうようなことも含めて、庁内と連絡を取り合ひまして、対処できている状況でございます。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） 先ほど、このDVに対するの広報はやっていくということでありました。広報というよりは、チラシをつくって、絶対に暴力は許さないと、また何がDVに当たるのかというのを書くことも大事ではないかというふうに思います。

また、DVというのは、家の中で行われて発見しにくいというのがあります。DV防止法の中には、配偶者防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づき、通報制度も広報に努めるというふうにあります。通報もできますよということなんか書いて、そういうチラシを配布することで、少しなりとも抑止力というか、そういうものが働けばというふうに思います。

政策課が、DV対策で女性の相談員がいるということで、女性相談室ができているかと思っておりました。3年前に同僚議員が質問して。先ほどの話を聞いていけば、結局、具体的な相談を聞けるような

体制になっていないということですよ。

○政策課長（田中和幸君） お受けした相談に関しては、適切に対応できて、問題の解決もなされたというふうに理解しております。

○5番（西中間義徳君） やはり、DVに悩んでいる方が、相談しやすい、そういう直通の電話、そして暴力を受けている女性にとっては、人前に来るといふのは大変なことだというふうに思います。また、勇気が要ることだと思います。

この庁舎内に来るといふことは、相当腹が決まって、もう決意も固まって来る。そうでない人たちのために、具体的な対応が必要だというふうに思います。私も、周りの議員に、うちは5人ぐらいですよと言ったら、それは少ない、そんなことはないというふうに言われました。先ほどから言うように、市民の意識が高くて、そういうのがないというのであれば非常にいいわけですがけれども、私は、相談をされる被害女性というのには、暴力を受けてもう限界にきている、来庁されても人目をはばかる方も多いというふうに思っています。被害者が安心して相談できる部屋の確保ができないか伺います。

○市長（田畑誠一君） DVで被害を受けておられる方というのは、本当に深刻であられると思います。

それだけに、相談を受ける際は被害者の立場に立って、プライバシーに十分配慮をしながら、相談を受ける部屋なども、例えば福祉の相談室とか、人目にできるだけ触れないような地下会議室などを活用して、現在相談の対応をしているところであります。

○5番（西中間義徳君） 専用の部屋はつくらないということですか。

○政策課長（田中和幸君） 市長の発言を補足いたします。先ほども申し上げましたように、市への相談というのには、ほかの税務相談とか、福祉への相談を兼ねている場合もございます。ですから、それそのものも、税の相談だと個室、もしくは福祉の相談も個室で行っていますので、現在のところはそこを活用しながらやっても対応できているなどという認識でございます。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） 私は、安心して相談がで

きる、そういう体制をつくるべきだと思います。その前に、今聞けば、きちんとした対応ができていないような気がします。福祉課に行ったり、税務課に行ったり、そういう中で、調整役としての政策課があるということですか。DVに対する具体的な相談に対しては、誰がどういうふうにするんですか。

○政策課長（田中和幸君） DVに関する相談は、福祉課、その職員とも合同で行っております。その中で、政策課の職員も当然入りましてやっております。そこで必要が出てくれば、例えば警察との連携とか、これに離婚等が絡んで来れば、家庭裁判所とのつながりが必要ですか、そういうことを一緒にアドバイスしながらやっていって、ほとんど合同でやっているような状況でございます、福祉課の方です。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） DVに関して相談を受ける政策課の担当の研修も必要ではないかというふうに思います。また、専門的知識を身につける時間も必要であるというふうに思います。そうでないと、この複雑なDVの問題に対応できないのではないかというふうに思っております。

先日の報道によると、警察庁が、ストーカーやDV被害者がホテルなどに一時避難する際の宿泊費全額、最高で4泊ですけれども、補助する方針を決めたとありました。

昨年、全国の警察が把握したストーカーやDV被害者は約7万件で過去最悪となったとありました。このうち1割強の7,500人の予算を要求したというふうにありました。

薩摩川内市では、このDV等に対して3人で対応しているとのことでありました。また、警察官OBも嘱託でおられるとのことでありました。本市の政策課のDV等の方は、いくつも仕事が重なって、そしてDV等に集中して取り組むことが難しいのではないかと、そういうふうに感じております。

DVを受けた被害者の立場になってきめ細かく相談できる体制ができないか伺いたいと思います。

○政策課長（田中和幸君） 議員仰せのとおり、現在DV、我が市におきまして担当している職員は女

性職員が1名でございます。それについては、他の市と比べれば若干少ないという状況にはございます。ただし、先ほど申し上げましたように、現状が年間5名程度の相談であるから、現在はそういうような状況でも対応できているかなというふうに思います。まず、市としましては、現在は、先ほどから申しておりますように、専門的な職員さんは県のほうにもいらっしゃると思いますので、それこそ電話であれば、県だろうが市だろうが、それはどちらでも構わないのかなと、問題が解決すればよろしいのかなということでございましたら、まずは、県の相談員がいらっしゃるところを広報して、そちらのほうで解決を図るというのも一つのやり方かなという形で。ただし、また市のほうに相談件数が非常に増えたりとかすると、その様な状態も検討せざるを得なくなるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） 今あったように、女性で担当している、先ほど言いましたように、二つ三つ業務が重なっていると。また、今、年間5件なので対応ができていますよということでした。

だけど、本当に市民の間にそういう困っている人がいらっしゃる部分に対して、市としては、こういうものを持っていますよというもの、相談窓口はありますよ、秘密は保護しますよと。チラシを配布して、抑止力というか、そういうことも大事だというふうに思います。やはり体制の充実とか、相談を受けるにしても、専門の人が県のほうにいますから、県のほうに回すということでも、やはり対応がわかって人が電話をとってきちっとしたほうが、私は親切ではないかというふうに思います。ぜひ、そういう体制を、早目の取り組みをしていただきたいというふうに思います。

これからこういうDV等につきましては少なくなることはないと思います。増えてくると思います。陰湿な形でどんどん増えてくるかもしれない。そういうときに、きちんと市が対応できる体制をぜひ構築していただきたいと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） DVで被害を受けている方

というのは、本当に悩みが深刻であられると思いますから、そういった方々の立場に立って、十分な配慮をして、個別に、親切な対応をするのが大事だと思っております。

今の状況は、件数はほかに内在しているものもあるかもしれませんけれども、今のところは四、五件程度ということで、政策課を中心に、今、対応している。ということは、難しいことでわからない場合は、県のほうに専門の方がおいでですから、県のほうを案内したりして、今の状況はやっている状況であります。

DVに対する、そういった対応のあり方の広報は もちろん大事ですけど、その前に、そういったことが起きない家庭愛和といいますか、そういったことの啓発活動というのともあわせて大事だなというふうに思っております。

○5番（西中間義徳君） 佐賀県のDV総合対策センターと性暴力救援センターさがmiraiの取り組みの話もありました。

佐賀県では、平成19年度に、10代の人工妊娠中絶が全国一となったことから、高校生、大学生向け、また、中学生に対し、望まない妊娠は防止する取り組みを積極的にしているとのことでした。

性暴力に関する相談件数は、平成25年度で365件の、約半数が20代以下というふうにありました。内容は強姦、強制わいせつが234件でした。深刻な状況に大変驚きました。

今後は、こうした取り組みも必要になってくるのではないかというふうに思っております。しっかりと検討をしていくべきだというふうに思います。

また、暴力は絶対許さない、何がDVに当たるかのセミナーの開催、また、家庭内暴力を未然に防ぐためには今後どのように考えておるか伺いたと思います。

今、市長が言われましたように、基本はやはり家庭だというふうに思いました。家庭で、お父さん、お母さんがたまにけんかしても、仲がよいところの子供というのは心配要りませんよということで家庭が大事だと。でも、その家庭が壊れていて、さまざまな虐待とか、いろいろなことにつながっているん

ですけれども。

私もDVに対するチェック項目の中で、何がDVに当たるかというチェック項目があるんですけど、結構思い当たる節があると思います。これもDVに当たるんだなということで、未然に防ぐための対応をどのように考えておられるか伺いたと思います。

○市長（田畑誠一君） 本市では、思春期からの啓発が大切と考えて、先ほどから性の暴力の話もしておられますが、そういった観点から、そのように捉えて、平成23年度からデートでDV防止の講座を市内中学校で開催をしております。また、平成20年度からは、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に、国際ソロプチミストいちきくしきの皆さんと市来農芸高校の皆さんと本市で、共同で、市内の2カ所でパープルリボンを設置し、啓発に努めております。今後ともこのような取り組みを継続して、啓発活動をしていきたいと考えております。

○5番（西中間義徳君） まさに、そういうのを含めながら、先ほど言いました何がDVに当たるのかというセミナーとか、そういうものも開催をしていて、本市には本当はないというふうにしていただきたいというふうに思っております。

この項については終わります。

次にAEDについて伺いたと思います。

AEDが一般に認められるようになって10年が過ぎました。全国の普及台数は40万台を超えているとされています。AEDの人口1人当たりの普及率は世界一とも言われております。従来は医療従事者のみが使用が認められていましたが、2003年に救急救命士に使用が拡大され、2004年4月に一般市民に解禁されています。それで10年ということです。

さまざまな公共施設や事業所にも設置がされています。消防庁によれば、一般市民が、心肺停止状態の人を発見し、その場でAEDを使用した場合の1カ月後の生存率は、未使用の場合よりも約4.4倍高いとされています。しかし、市民によるAEDの使用率は2012年度で3.7%と低調です。現場に居合わせていても、不安から使用をためらう人も多いと言われています。本市でも、AEDは公共施設、事業所を含め、77カ所に設置してあります。

昨年度本市で26人の心肺停止の救急搬送がされています。

本市のAED講習の実施状況と今後の講習等のあり方について伺います。

○市長（田畑誠一君） AEDの取り扱いにつきましては、お述べになられましたとおり、平成16年から一般の方でも使用できるようになっています。それ以降、救命講習会のカリキュラムに取り入れて実施をしておりますが、実施状況につきましては、平成25年中だけでも68回、1,612名の方が受講しております。

現在、毎年各公民館、事業所、各種団体等に救命講習会の案内を実施しているところで、今後とも引き続き幅広く呼びかけて、1所帯に1人の救命講習修了者を目標にして努めてまいりたいと考えております。

○5番（西中間義徳君） 現在1,612名ということで、一家に一人救命士がいればと。講習を受けた人がですね。これは非常にいいことだなというふうに思います。ぜひそれを目指していただければと思います。

先日、さのさ荘で市民救急医療講座というのが行われて、私も参加をしてきました。会場いっぱいに市民の方が参加されて、意識の高さにびっくりいたしました。医療講座「急性心筋梗塞になったらどうする、ならないためには」の講座の後に、消防署員による救命講座が行われました。AEDの操作方法も習いました。AED操作は繰り返し反復をすることが大事であるというふうに言われております。

先日の新聞には、鹿屋市で、教職員を除く全職員に救命講習会を開催していくとの報道がありました。職員は市内のあらゆる地域から来られているので、全員が講習を受けることは、今後、事態が発生したときに相当力になるのではないかと、そういうふうに思いました。AEDはどこにでもあるわけではないので、救急車が到着するまでの間救命措置が行えれば、相当の方が助かるのではないかと思います。

本市も全職員または事業所などへの呼びかけもして、救命講習会を受講する受講者を増やしていく考えはないか伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 講習内容につきましては、子供からお年寄り、老人の方まで、広い年齢層を対象としました1時間程度の応急手当講習会をはじめ、段階、要望に応じて講習会を開催しております。

現在検討中の救命標章交付制度、言いかえると救命ステーション認定制度であります。この規制化を図り、まず、市職員みずからが受講し、模範を示すとともに、各事業所にも推進することで、高度な講習受講者が増え、ひいては本市の救命率の向上が図られると考えております。

今後は、3時間を超える講習につきましては、講習時間を分割するなど誰もが受講しやすい内容にして、効果的な救命講習の普及啓発運動を展開していきたいと考えております。

○5番（西中間義徳君） 全職員、事業所にも呼びかけるということでありました。先ほど市長がおっしゃったように、一家に一人という形のことできれば非常にいいなと思います。ぜひそういう方向で取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次に、このAEDの管理について伺いたいと思います。

AEDは、公共施設、事業所と合わせて、本市には現在77カ所に設置がしてあります。管理については、各課で電池やパッドの取りかえはしておりますけれども、まず、公共施設にあるものについては一元化ができないか伺いたいと思います。

また、事業所のものは事業所が管理しているわけですが、年に1回でも訪問して、このAEDが正常に管理されているかどうかを確認する考えはないか伺います。

○市長（田畑誠一君） AEDの管理についてですけど、管理につきましては、基本的には、設置者が責任を持って管理すべきだと考えます。

学校などの公共施設に設置してあるAEDの管理につきましては、それぞれの施設管理者が定期的に点検するとともに、設置者が必要に応じてパッド・バッテリーなどの交換などを行っております。

また、民間施設に設置してあるAEDにつきましても、それぞれの施設の財産でありますので、それぞれの設置者の責任のもとで管理すべきものと考え

ております。

○5番（西中間義徳君） AEDについては、公共物についてはそれぞれ各課ですと。事業所についてはその事業所がするということで、そのとおりなんですけれども、電池切れとか、消耗品が切れたとか、そういうことがないために、公共施設は一元管理、そして事業所については、意識を高めるために、年に1回訪問していくということは私は大事なことでないかというふうに思います。しないということですので、またぜひ検討していただければというふうに思います。

今回、市のホームページを見てみましたときに、救急のところを見れば、子供の救急、乳幼児から6歳児を対象にするいざというときの対応がインターネットでわかるようになっていました。また、小児の救急電話相談、#8000番というのも載っておりました。こういうのも、しっかり広報に努めていけば、大事かなと、乳幼児健診とか、そういうときには必ず、若いお母さんたちはインターネットを見ますので、非常にこれはいいなというふうに思いました。

最後の質問になりますけれども、今年も8月15日に終戦の日を迎えて、本市でもさきの大戦で犠牲となられた方々の戦没者追悼式がアクアホールで厳かに開催されました。参加者は年々高齢化し、だんだん少なくなっているような気がします。悲惨な戦争は二度と起こしてはならないと改めて決意することでした。

本市の追悼式は国に準じて開催されているとのことで、毎年式次第は同じようであります。来年は戦後70年の節目を迎えます。戦争を二度と繰り返さないために、若い世代に受け継いでいけるような追悼式にできないものか伺います。

○市長（田畑誠一君） 本市では、ご案内のとおり、戦没者のみたまを、8月15日に、市民の皆さんで追悼をする追悼式をしております。

今、お述べになったとおり、だんだんだんだん遺族の方も高齢化されまして、参加者が少なくなってくる傾向にあります。

そこで、今年は、両遺族会、市来地域の遺族会の皆さん、串木野地域の遺族会の皆さん、両遺族会の

皆さん、もちろん市も一緒になりまして、協議をしまして、一緒にしようということで、そして一緒にするようにして、今年は市来でして、あと来年と再来年2年串木野でして、また市来でしてと、1対2の割合で、人数からいって、そういうことで、両遺族会で話し合いが整われて、そして今年は市来で開催をしたわけであります。

おかげさまで、そういったことで、今年は昨年と比較をしますと55名ほど多い225人の御参加をいただきました。

今、お述べになりましたとおり、来年は戦後70年を迎えることとなります。私が申すまでもなく、追悼式はさきの大戦における全ての戦没者に対して追悼の誠を捧げ、恒久平和を願うものでありますので、追悼式の重さそのものには、毎年私は変わりはないと思っております。

そこで、本市の場合は、追悼式自体、国の式次第に乗って開催をしていることから、今のところ、意見発表とか特別な組み合わせについては、現在のところ考えていないところであります。

○5番（西中間義徳君） 2年前にも質問をして、70年は別に改まったことはしないというふうに言われて、今回もそういうふうな答弁でしたけれども、今年はアクアホールで行われました。その会場で二人の方が倒れられました。段差があつてですね。あれは本当に、市民の何人かの方から、危ないかなというふうにありました。あれ、またぜひ、この質問とは関係ないですけれども、検討していただいて、大事故にならないように措置をしていただきたいと思います。

70周年の追悼式も従来どおりというような答弁がありました。まだ、あと1年ありますので、しっかり悩んでいただいて、検討ができればと、そしてまた次の世代につなげる追悼式ができないかと思えます。

以上で質問は全て終わります。

○議長（下迫田良信君） 以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日は、これで散会をいたします。

散会 午後2時33分